

1. 議事日程（令和4年第3回北広島町議会定例会）

令和4年9月14日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- |       |  |
|-------|--|
| 美濃孝二  | ①楽しく利用できる“まちづくりセンター”に<br>②町職員の時間外勤務の実態と今後の改善方向を問う        |
| 佐々木正之 | 有害鳥獣被害対策事業について   |
| 伊藤淳   | ①大朝グラウンドの活用促進について<br>②大朝地域の小・中学校の今後と地域づくり                |
| 宮本裕之  | ①「00y（ゼンゼンヤマガタ）」の啓発推進でより安全、安心なまちづくりを<br>②米粉の普及による米消費の拡大を |

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ	7番 美濃孝二
9番 伊藤淳	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

4番 中村忍	8番 梅尾泰文	10番 服部泰征
--------	---------	----------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 近藤貞治	まちづくり推進課 スポーツ推進係長 石川一義
町民課長 大畑紹子	農林課長 宮地弥樹	学校教育課長 植田伸二

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江	議会事務局 田邊五月
-------------	------------

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本日も議場内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般質問を行う議員、正副議長、会議録署名議員を除く議員の欠席を認めております。また、執行部においても出席者を限定しております。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。クールビズの取組により、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。また、質問、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するように努めてください。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今日は、まちづくりセンターと町職員の時間外勤務について町長に伺います。最初は、「楽しく利用できるまちづくりセンターに」と題して行います。北広島町まちづくりセンターは、コロナ禍の昨年4月に供用開始され、1年半が経過しました。この施設には計画段階から多くの要望が出され、町は供用開始直後の5月、定期利用している35団体を対象にアンケート調査を行いました。今回の一般質問では、約12億円もの巨額な費用をかけた施設を皆さんに気持ちよく利用していただけるよう、アンケート等で寄せられた要望や意見にしっかり耳を傾け、必要な手だて、改善を行うよう改めて町長に求めるものです。まず、入り口に入ると、ロビー中央に円形のカウンターがあり、10人以上の職員が仕事をされていますが、アンケートでは、事務所職員の役割が分からず、どなたに声をかけていいか分からないとの意見が寄せられました。これについてどう思われますか。また、これはもう改善されたのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 美濃議員の質問に回答いたします。まちづくりセンターでは、様々なご用件でご来館いただく利用者の方にスムーズにその用件を果たせるように、正面玄関に入ってすぐのところに総合案内所を設けております。また、総合案内所以外にもどの職員に声をかけていただいても、目的の職員、場所にご案内できるよう、毎朝の朝礼等を利用して、職員間の情報共有を図っております。そのほか来館者の方に声をかけていただきやすい

雰囲気づくりや、お困りの様子の方には、職員から声をかけるよう心がけております。しかしながら、このようなご意見があるということは真摯に受け止めさせていただきます。これからもより一層利用者の方に気持ちよく利用していただけるよう努めてまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 改善もされてるようですが、1年以上たっても、どの職員がどのような仕事をされているのか分からない。これは先ほどの説明では、誰でも受けますよということですが、そういう意見を今でも聞くんです。例えば総合窓口を設置し、必ず1人配置してはどうでしょうか。また、プレートや大きい名札を置いてはどうでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 議員ご提案のとおり、現在のところ交替制にして、総合案内所に人を配置して、順番にその席に座るようにしております。また、名札の設置については、改善については、職員間で今検討中でございますので、もっと見やすい名札等を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 改善に努力されているようであります。次に、アンケートの意見、要望の中から一部伺います。倉庫やステージの設置、トイレの増設、掃除用具と置場の設置、30分単位の利用率への見直し、別の部屋から机を借りたい、部屋でエアコン操作できるように。別の部屋に音が漏れないようにしてほしい。そして出入り口の段差解消などです。既に1年以上経過しておりますので、既に改善したのも少なくないと思いますが、どのように受け止め、どうなったか。また、今後の予定についてお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） アンケートによりお寄せいただいたご要望やご提案については、当施設の利便性を高める上で貴重なご意見と受け止めております。これらのご要望やご提案については、緊急性、必要性を検討し、改良可能なものから順次対応しております。今後も利用者の声に耳を傾け、必要な改善点につきましては対応してまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 具体的にどうなったか、お答えください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 既に対応済みの件としまして、掃除用具の設置、また別の部屋から机を借りること、部屋でのエアコンの操作、また音が漏れるというところ、これは改善をしております。そのほか、これまでの質問にもありましたけども、利用者が使う倉庫、これにつきましては、利用者の方がそれぞれで管理をしていただくというふうにしております。紛失、盗難、棄損、あるいは、いつの間にか所有者が分からないというような放置ということがないように、所有者の方で管理をしていただくというふうにしております。そのため、倉庫の設置は考えておりません。ステージにつきましても、近隣に開発センターがございますので、こちらのほう利用していただきたいと考えております。トイレの増設、これにつきましても現在のところ対応の予定はございません。供用開始からこれまでの間、トイレの前に長蛇の列ができたことは、今のところございません。30分単位の利用率の見直しですけれども、これも今のところ対応の予定はございません。町内の各施設につきましても、短くて1時間単位となっておりますので、こちらに合わせたものでございます。出入り口の危険な段差、これにつつま

しては、職員によりまして場所の確認、あるいは車いす等によります確認を行ったところ、危険度は認められない。また、ほかの利用者の方へも聞き取り行いましたけども、そのような認識は余り見られなかったということでしたので、この点につきましても、対応の予定はございません。該当の箇所は、車道と歩道を分ける、そのために必要最低限のものというふうに認識をしております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 倉庫、ステージは当初からあったんですが、以前も聞きましたが、ステージの点で、設置について、開発センター1時間3800円使って、使ってほしいという本当に思っておられるんでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） これにつきましても、今のまちづくりセンターの中に設置をするということは大変難しい、また費用が大変かかるものだというふうに考えております。今あるものを有効に使うという点で、金額は少し張るかもしれませんが、そちらの利用をお願いしたいということでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 例えばステージの問題であれば、町行政の事情で設置してないわけですから、開発センター使う時には減額にするということも考えてもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 利用につきましては、団体によっては減額ということも考えられますけども、現在のところ、そのようなことは考えておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まだまだ課題がたくさんありますけども、いずれにしましても、サークル代表者会議等で要望をしっかりと聞き、先ほどの点、本当にそれでいいのかということも含めて改善を引き続き求めていただきたいというふうに思います。次に、アンケートに寄せられた声を紹介します。開始時間前に入らず、準備や掃除、片づけの時間も使用時間内のためサークル時間が短くなり、楽しくなくなったとのジョッキングな意見を聞きましたが、町長はどのように思いますか。また、これは改善はされたのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 各施設の利用にあっては、準備や片づけも含めた時間を利用時間として利用料をいただいております。また、予約した部屋には、予約時間の5分前から入室が可能というふうにさせていただいております。これらは同じ金額の利用料を払いながら、施設の利用時間に差が出るという不公平を防止するためのものと考えています。より多くの方に不公平感なく、気持ちよく施設を利用していただくために必要な最低限のルールと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 不公平感と言われました。旧3町の地域づくりセンターに聞いてみました。すると、どのセンターも、空いていれば融通を利かせ、千代田のように厳しくしているところはありませんでした。これは千代田とほかの旧3町は不公平な扱いになるんでしょうか。同じ地域づくりセンターです。千代田も前後が空いていれば早目に、5分とありましたけれども、

もう少し早目に開場するなど融通を利かせ、今後は楽しくないとの声が出ないようにすべきと思いますが、町長のご意見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 議員ご指摘のとおり、ほかの3地域の地域づくりセンターにおいては、予約状況や使用状況によりまして弾力的に運用を行っている場合もあるというふう聞いております。同じ町内において、同じ地域づくりセンターを使用するのに不公平感を助長するものというのは大変好ましくない状況であるというふうに私も感じます。弾力的な運用というものは、その判断する人によって差が生まれてくるので、やはり不公平感を生じかねません。ですので、何らかの基準は必要というふうに考えておりますので、地域づくりセンター間で連携を取りながら対応を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） この質問したから、千代田のように厳しくしろということは絶対にあってはならないと思います。やはり使用者の立場に立って物事考える。前後に予約が入っていれば、そういうこと言う人いませんよ。ですから、そこはしっかりと意見を聞いて、ほかの3町が千代田のようになるということ絶対にならないように、強く求めておきます。次に、もっと住民やサークルの力を借りて交流を進めていくのはどうかとの提案です。サークル代表者会議や千代田地域づくり協議会など、旧3町の地域協議会から意見を聞き、住民と一緒にいろんな取組を考えてはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） まちづくりセンターをより使いやすい施設にしていくために多様な方面から意見を伺うことは必要なことだと考えております。施設をご利用いただくサークルの方とは、サークル代表者会議はもとより日常からコミュニケーションをとり、意見を伺うようにしております。また、全体の運用につきましても、まちづくりセンター運用委員会を設置し、意見を伺うとともに検討を行っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） しっかりと聞いて、先ほどから言いますように、使用者の立場で、ここを使ったら楽しいよというふうになるように、サークルもっと頑張ろうよとなるように進めたいと思います。この施設、全町的な拠点にもかかわらず、行事や予定、住民の意見交換、改善方向などほとんど分からないという意見があります。観光協会や地域おこし協力隊からのフェイスブックによる投稿だけでなく、まちづくりセンターとしてSNSも活用し、もっと多くの住民、サークルと双方向で取り組めるよう工夫する考えはありませんか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 現在のところ、町のホームページの中にもまちづくりセンターの専用のページがございます。またまちづくりセンター、地域づくりセンターで開催されるイベント等につきましても、町の情報アプリ、あるいはLINEを通して皆さんに周知を図っているところです。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町ホームページからまちづくりセンターの予定をヒットするのに、物すごい奥まで入らなくちゃいけない。今や時代スマホ時代です。利用される方は多くがスマホを活用されてると思います。フェイスブックなど、公式なアカウントを取って、フェイスブックで情

報提供する、情報をもらう、そういうふうなもっともっと今の時代に合ったような考えは本当にはないんですか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） 議員のご提案とても大切なことだというふうに私も感じております。関係部署と連携を取りながら、検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 検討の結果を待ちたいと思います。次に、催し物に参加したいが、まちづくりセンターの場所が分からないとの意見があります。主要地方道や国道に案内看板を設置してほしいとの要望ですが、町長の考えを伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（近藤貞治） まちづくりセンターは、本町のひとづくり、まちづくりの拠点として整備をされました。より多くの皆さんにこの施設を知っていただき、ご利用いただきたいというふうに考えております。ですので、この施設への誘導看板の必要性については認識をしております。一方で、ICT技術、GPS技術の進歩により目的地までの道案内はカーナビやスマートフォン任せという時代になっていることも認識をしております。案内看板、誘導看板の数、あるいは場所につきましては、これまでとは違った検討が必要だというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 場所や数、これまでと違った形でというのは、ちょっと抽象的なんで、どういふことでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） まちづくりセンターへの誘導看板の設置についてですけれども、この誘導看板についての必要性は感じております。まずは、このまちづくりセンター含めた周辺整備の中で、町道整備も含めて考えております。旧公民館の横からの町道であります。これについては拡幅を含めて整備をして、そこからの誘導、大きな誘導はそこから入ってもらうというふうな考え方を持っております。そこについては道路改良と一体となりますので、看板設置は想定しながら県とも協議し、誘導看板の設置を考えていきたいと思っております。また、国道側からのアクセスでありますけれども、こちらについては広島方面、本地方面からは最短のコースとはなりますけれども、まちづくりセンターに入るためには右折の必要があります。その右折につきましては、これまでも右折車に対して追突事故が数件起こっているような状況もあります。大きな看板で誘導するのがいいのかどうかということにつきましては、交通安全の観点から少し検討が必要なのかなと思っております。大きなものでなくても、ここにありますよというふうな看板でありますとか、通常使われる方についてはご存じなので、右折できますけれども、大きなイベント等について大きな看板で誘導するのは、少し交通安全の観点から難しいかなというふうな思いを持っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 周辺整備と併せてということですが、大きな物でなくてもいいと思うんです。急いで、簡易でも結構ですから、ぜひ設置を来年度予算で実施してはどうかと考えますが、絶対無理でしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 看板の設置につきましては、予算化をして、町の予算になるのか、県の予算になるか分かりませんが、そこら辺も含めて協議をして設置の方向で考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 方向はあるんですが、早目をお願いします。まちづくりセンターの整備目標は、北広島町におけるひとづくり、協働のまちづくりの拠点として、千代田地域における生涯学習及び地域振興の機能を兼ね備えつつ、多くの住民が学び、交流し、その成果を住民と住民、住民と行政との協働によるまちづくりの取組につなげるとあります。そのためにも、この間質問にも取り上げてきましたように、もっとよく聞いて、定期的なサークル代表者会議やその他の会議、運営委員会もあるそうですが、それらを含めて取組、楽しく利用できるまちづくりセンターにするよう考えますが、最後に町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） まちづくりセンターの本来の目的が今言われたような皆さんが集まっている協議したり、まちづくりを考えたり、そういったことも含めて集う所だというふうに思っておりますので、当然皆さんのご意見は聞かせてもらいながら、改善すべきところは改善していくということで進めていくべきだろうと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 次の項目に移ります。町職員の時間外勤務の実態と今後の改善方向を伺います。総務省は今年2月9日、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた時間外勤務の上限規制、健康確保の状況について調査した結果と対策について各都道府県に通知しました。調査内容は、地方公共団体において、令和3年4月から6月までの期間、上限を超える時間外勤務、健康確保措置の実態です。これを受け、6月26日の中国新聞は、「残業上限超え4万人、自治体職員、コロナ第4波影響」と報じました。また、町民から、新型コロナ感染対応だけでなく、町職員の一部で残業が常態化し、限界に来ているのではないかと心配だとの意見が寄せられています。今回の一般質問では、まちづくり基本条例第30条の町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、まちづくりにおける協働と創意工夫が常に図られるように努めなければならないとした責務が果たせるよう、時間外勤務の実態と今後の改善方向について町長に伺います。まず、先ほど紹介した総務省の調査における北広島町の結果及び町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 総務省の調査における北広島町の結果、報告内容でございます。令和3年4月から6月までの間に月45時間を超えて時間外勤務を行った職員につきましては、延べ46人という数字で回答しております。月別には、4月が34人、5月が6人、6月が6人ということでございます。内容的にはそうでございますが、この中身につきましては、この4月、5月、6月という部分について、4月ですけども、この時期には参議院選挙の月でありましたので、大きな時間外がそこで発生したという状況がございます。また、4月、5月、6月という時期につきましては、人事異動の時期、事務引継ぎでありますとか、会計整理でありますとか、時期的に業務が多いということがありますので、こういう数字が出たというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そういう理由もあるでしょう。人事異動は毎年あるわけですから、これだけでは実態が分からないので、令和3年度1年間の時間外勤務の実態を調べていただきました。これを見ると、時間外勤務が常態化していることがよく分かります。まず、残業しているグラフを作ってみました、残業している職員1人当たりの年間の時間外勤務の状況をグラフにしてみました。これを見ますと、特に町民課、総務課、税務課、建設課で、1人当たり平均で上限とされている36時間前後にも及ぶ時間外勤務が行われています。さらに毎月の時間外勤務の状況はこの表のとおりです。上限である月45時間を超え、80時間未満、年間延べ1663人、80時間から100時間未満23人、100時間以上26人、延べですが、なっています。何と過労死ラインといわれる月100時間以上残業している職員が延べ26人もおられるのです。これは令和3年度全体の状況です。それだけではありません。年間360時間から720時間未満が25人、720時間以上が3人おられます。このような実態を町長は把握しておられますか。また、その実態に対する所見を伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） このような実態を把握しているのかというご質問ですけども、この時間外勤務の実績につきましては、毎月職場ごと、個人ごとに整理をいたしまして、町長はじめ各所属の管理職に通知をしております。この時間外勤務の内容について、それぞれ精査をし、必要性をもって勤務させた結果だと思っております。また今、美濃議員が示されました数値につきましては、こちらのほうで整理をして、提示した数字でございますけども、令和3年度につきましては、特に災害、あるいは選挙というふうな特例事務があったというふうなことも含めまして時間外勤務が相当数伸びたというふうなところもありますので、そこら辺も含めて考えていただければと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 災害、選挙については、後でも述べますが、この上限である月45時間、年360時間を超える時間外勤務は、誰がどのような場合に指示しているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 時間外勤務につきましては、公務のため、臨時または緊急の必要性がある時に各管理職がこの時間外の命令をしているものでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 管理職がやっているということですね。確かに先ほどおっしゃられた、昨年度は災害や選挙もありましたが、災害は今では毎年のように起きており、特別とはいえない状況で、これに対応した体制を取っておく必要がありますが、災害や選挙を除く時間外勤務を例えば総務課は344、税務課は334、町民課は376、建設課は107ですが、これは災害が367時間となっております。今示したグラフや表では表していませんが、大変災害、選挙を除いた時間外勤務も大変多くなっているというのが実態です。次に勤務時間の把握について伺います。聞きますと、善意ではあっても記録をしていない方もあるようです。どのような方法で時間外勤務を記録しているのか伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 時間外勤務につきましては、勤務した場合、必ず申請、報告等するように、これは伝えております。その中で、時間外勤務の記録の方法でありますけども、電子申請ス



テムで各個人が管理職の命令によって入力し、また実績報告をするというふうなことになっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、その電子申請システムの中に、各本人が入力をしているわけですから、客観的なものになっているというふうに判断をしていいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 時間外勤務した職員の入力により全て処理をしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） いずれにしても、先ほどから示しておりますように、時間外勤務がこれほど多くなっていると。どうすればこれを削減できるかと考えておられますか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 時間外勤務につきましては、通常業務等についての対応は、特に業務の効率化であったり業務の見直し、それらを行ってきており、それを引き続き進めていく必要があるかと思っております。また、業務量であったり、その業務、質を精査しながら、それに見合った職員配置というところも必要であるというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 通常の話で、特に効率、見直しとあるんですが、産休とかそういうことでお休みになる、当然の権利であります。そのことによって正職員が減ることで、残った人が仕事が大変だという話も聞きます。これは、きちっとした対応を取っておかないと安心して休めない。どうしても肩身が狭くなるんじゃないかという私自身は危惧するんですが、どういう体制を取っておられるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 産休というご質問ございましたけども、病気休暇も含めて、長期の休職になった場合どう対応していくのかということでもありますけども、これにつきましては、会計年度任用職員を当てるということを原則に対応しております。なかなか正規職員の代わりということにはなりづらいという部分はありますけども、会計年度任用職員、できれば職務経験のあるOBというふうなことも頭に入れながら、業務が立ちいかないことのないよう、安心して休めるようにというふうな体制を取っているところであります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 会計年度任用職員の方を採用するということですが、やっぱり様々な個人情報扱われたり、その場その場で判断をしなくちゃいけないということがままあるとお伺いしました。そうすると、結局は正職員の負担は余り変わらない。負担は大きいということですので、そういうことへの対応というのはどうなんでしょうか。頑張れよということだけなんでしょうか、お願いします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） その対応につきましては、さすがに会計年度任用職員で正規職員の代わりをしっかりとってもらうというところは難しいというのは認識をしております。その部分については、その職場で協力しながら対応してもらうという部分は当然ありますけども、その課だけではなくて、課を超えて業務の協力、事務従事というふうな制度もありますので、そこら辺を使いながら、その課、その部署だけではなくて、庁舎内全体でそこをカバーしていくとい

うふうなところはございます。また、休職等につきましては、年度中途についてはなかなか対応しづらい部分はありますけども、年度当初において、部署によっては正規職員の配置替えによって、そこら辺をカバーしていくというふうな対応も取っているところでもあります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 会計年度任用職員の、不十分であるけれどもという形で、頑張ってもらいたいという気持ちはいっぱいあるわけですが、どうしても正職員の皆さんに負担がかかるということで、やっぱり私思うのに、行革大綱があるために正職員を増やすことは、今の答弁にも一つありませんでした。しかし合併時の平成17年度、正規職員数430人であったものが令和元年度300人と130人減り、約7割に激減しています。正規職員を減らし過ぎたことにより、時間外勤務が増えた主たる要因となっているのではないかと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 職員を減らし過ぎたことが時間外が増えた要因ではないかというご質問でございませうけども、まず全体的なお話をさせていただきますけども、時間外勤務が増えているということにつきましては、実態として時間外勤務自体は合併後縮減傾向にあります。また直近5年間の実績を見ましても、時間外勤務手当総額、あるいは1人当たりの時間外勤務数も減ってきているというふうな状況はあります。しかしながら、部署別であったり業務別の時間外勤務については、しっかり精査しながら進めていく必要があると思っております。全体的な職員数につきましては、定員管理計画を策定しまして、これによって、定員数の適正化を図っているところでもあります。いろんな個別事情等ありますけども、基本的には、この定員管理計画にのっとって進めているところでもあります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 時間外はそんなに増えてないような話ですが、例えば支所の人員が11人に削減されました。その時の理由は、基本的には本庁が仕事すると。支所は窓口でということにより本庁の仕事が増えているんじゃないか。増やすための措置ですから、しかし本庁のほうも、様々な災害、選挙だけじゃなくて、通常の中で、やはりどうしても時間内に終わられないという実情もあるんじゃないかと考えます。また時間外勤務は必要最小限にとどめるという総務省通知でもありますが、必要最小限というのは、ここに甘んじてはいけないうち、あつてはならないわけですから、基本的に。恒常的には。その辺の認識は違うんじゃないかと思います。それで、この上限を超える時間外勤務をせざるを得ない状況の中で、支払事務の遅延や未払いなど住民サービスに影響が起きていないか。最初の通告には入っていませんが、その後、総務課のほうに提出しておりますので、お答えください。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 職員が忙し過ぎて、事務に支障が来ていないかというところでもありますけども、具体的な例として、支払事務の遅延であったりというふうなことのご指摘ございましたけども、これにつきましては、職員が必ずやるべき業務、忙しいからできないというふうなことではなくて、これについては定例的な業務であつて、間違いなくやっていくというところが基本でありますので、忙しいからできなかったというふうなことではないとは思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 忙しいからじゃない、ほかの要因もあるかもしれませんけれども、例えば8

月4日の臨時会で、国の臨時交付金を活用して、原油や物価高騰から暮らしと営業を守る1億5200万円の補正予算が組まれました。一刻も早く申請してもらい、給付が必要だと思い、私は当然盆前には申請書が送られているんじゃないかと思いましたが、聞きましたら、3週間たって、やっと申請書類が送付されるという状況でした。なぜこんなに遅れたのか伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 通告、質問の趣旨につきましては、時間外の実態でありますとか、そこら辺の改善というふうなお話であったろうと思いますので、個別の事務の執行状況を聞かれるということにつきましては、際限なくこの質問、答弁が広がっていくということで、通告の趣旨とは少し違うのではないかなというふうには思っております。しかしながら、確認している範囲内でお答えをさせていただきます。ご質問のコロナの交付金につきましては、8月4日に議決をいただいて事務を進めていくわけなんですけども、それを執行するためには、たたき台として作ったルールの確認、あるいは要綱の制定、申請方法の内容の確認などについて時間が必要であったというところで、盆を過ぎて23日に通知をさせていただいたというところであります。また、これは区長文書の配布の時期とも少し整合性を持たせてもらったという部分もございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 個別事務は通告されてないんで、答えられないような話ですが、財政政策課長と農林課長に話をしました。その理由については、農林課については、ぜひ調べて、それで財政政策課に周知をしてほしいと。財政政策課長にも、全体の支払状況について、申請受付含めて、そういう事務執行について、しっかりと把握をして、9月議会で聞くから答弁をしてほしいということをおっしゃっています。コロナの関係でお休みかもしれませんが、こうなると全然、前から副町長と話してますが、通告が早くなって、その通告以外のこと、またその他のことについてはその後関係課と調整をしてもいいと言われていたんですが、今の話だと、こういう特殊事情ですけども、全く切り離して受け付けようとしません。非常に残念であります。やはり通告、もしそうであるならば、通告自体をもっと遅らせるとか、どんな事態になっても答えられるように対応するとかいう改善をぜひ求めておきたい。状況は日々変わっております。この通告後についても、その後ずっと話を聞く中でそういう情報を得るわけなんです。そうすると、一番肝心なところで聞けなくなる。それはどうなんですか。どうすればいいんですか。お考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 私が申し上げましたのは、この一般質問の内容で、全ての業務について内容を問うというふうなことになりますと、全ての事務執行、事務内容、全てにおいてお答えする必要が出てくるというところで、そういうふうな回答させていただいたものであります。内容についてご質問、個別に質問があるということであれば、またそれは分かるような形で通告をしておいただければと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 誰に通告するんですか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 通告者は、議長宛だと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 議長宛に、いつまでできるんですか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） それは議会の中での手続だと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） この問題をここで発展させていくつもりはありませんけれども、通常ですと、財政政策課長が参加しておられれば何の問題もなく答えられると思います。おられないからこういう問題が起きるんです。当然私はそうならないように、話もし、相談もし、こういうこと聞きますよということを事前に話してきました。ですから、そういうことは通告をしなければだめだというふうにしなくて、関係各課と調整を打つというのは、副町長自体が言われていたわけですから、そこは対応できるようにしてほしい。先ほど飼料や燃料、電気代の高騰で、日々やり繰りが大変な畜産農家は、なぜもっと早く手続してもらえないのかとお怒りでした。やはりこれに答えるのが行政じゃないかというふうに思います。まして、その1か月前の6月28日、副町長は全職員に支払事務の遅延や未払いなどの事案が発生しており、再発防止に向け緊張感を持ち、取り組む必要があると通知したばかりです。職員が忙しいため、日常業務に支障が出ているのではないかと予想し、この質問を時間外と併せてしたわけですから。日常業務に支障が出てるんじゃないんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 常日頃から適正な事務執行をしていくというのは当然であります。その中で、業務の繁忙期、365日定例の同じ量の同じ質の業務をやっているわけではございませんので、波がある中でも、しっかりと業務を進めていくというふうなことは当然でありますので、業務が忙しいからできなかったとかそういうふうな話ではないと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 結局8月4日の臨時会で決めたことが3週間遅れて申請になったということ自体が行政に対する不信感にもなる。住民のことを考えれば、特別な体制を取ってでもそれを執行するというのが住民の暮らしや経営を守るために必要じゃないか、お金はあるわけですから。そういうふうには考えられないのは何なんでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 今個別にコロナ給付金のお話をされておりますけれども、この給付金につきましては、流れとして、8月4日の議会に提案させていただいて、コロナの給付金の交付につきましては、8月末あるいは9月からの給付を考えてますというふうな説明をさせていただいたと思っております。給付につきましては、昨日の一般質問の中でもありましたけれども、9月から給付ができるというふうなことで進めてきておりますので、そのことで遅れたという指摘をされましても、こちらとしましては、その中でしっかりと事務を執行してきたというふうに説明をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 職員が忙しいからじゃないよということでしょうけれども、通常の業務でも年々仕事が増えてきますが、以前から見直しを求めている業務に県移譲事務があります。これは県の仕事を市町に移している事業です。メリットもありますが、専門性が高く、職員の負担は非常に重いと聞きました。県ホームページによると、対象事務の約8割が移譲され、全国でもトップクラスとのことであります。北広島町は、県から移譲されている事務、数及び交付金

額は幾らでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 県から移譲されている事務であります。事務数は71件、交付金額は移譲事務交付金、この中に2種類ございますけども、土木建築公共事業移譲交付金も含めて1億6849万円であります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 71件、1億6849万円、かなりの額、かなりの事務量です。平成25年7月、内閣府地方分権改革推進室が全国都道府県市区町村対象に行った基礎自治体への権限移譲の施行に関わる状況調査の概要によりますと、「おおむね支障がない」が32.1%ですが、「具体的な支障がある」15.2%、「今後の執行状況を見て判断したい」52.7%との結果です。9年前の調査ですので実態はもっと深刻と思いますが、大きな市や町は職員数も多く、支障はないかもしれません。しかし職員が少ない町村の負担は大変重くなっています。私は、2018年9月議会において、決算への反対討論で、県がやるべき仕事が建設部門はじめ通常の業務に支障を起こしていることは明らかです。にもかかわらず支障はないと受け入れているが、よく吟味し、町民に有効で業務に支障のない範囲にとどめるよう、県に求めるべきと指摘をしました。町長は移譲事務について、今でも支障はないと考えておられるのですか。また、これまで県に移譲事務の返還を求めたことはないのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 県の移譲事務につきましては、住民に身近な市町の窓口で申請できるようにすることで、利便性の向上目指して進めてきたものでございます。その中で、いろんな意見が出てきております。移譲事務に対応する専門性の高い職員の確保や事務の多様化、人事異動に伴う引継ぎなど多くの問題を抱えており、これまでどおり移譲事務に対応していくことが困難な状況にある。事務量や住民への直接的な影響、重要度など勘案し、移譲事務の必要性について精査を行う必要が生じている。これは県に対して市町から出ている意見でございます。本町も同様な考え方を持っております。移譲事務のあり方について見直す必要があると考えております。特に専門性が高く事務の発生件数が少ない業務については、県が執行するほうが効果的・効率的ではないかと思っております。この返還について事務レベルでは話をしたことがあります。なかなか事務レベルで進むような話ではありませんので、この移譲事務のあり方について、県内各市町と意思疎通、意思確認をしながら、連携して県に話をし、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） だいぶ変わってきたというか、それほど矛盾が起きてきているということが明らかになったと思います。今、県内市町、例えばお隣の安芸太田町は、北広島町の71事務より20事務少ない51事務しか受けていません。ですから根拠はないわけなんで、ぜひ、最初からそうだという話もありますが、やはり移譲事務を減らす努力をするということですが、正面から交渉すべきだと思います。これについては町長が旗を振らないとなかなかいかないんじゃないかと思うわけです。町長どう思われますか、移譲事務について。減らすということですが。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、ただいま副町長のほうから答弁させていただいたよう

に、見直しが必要であるというふうに認識をしております。県のほうとも部分的には話をしたりしておるところでありますけども、要望はしっかり上げていこうというふうに思いますけども、県自体もそういう声は上がってきている中で、今後どういうふうに組織として見直すかどうかというのは、また別な話になるかも分かりませんが、いずれにしても課題であるという認識は持って進めているところであります。要望はしっかりしながら、先ほど副町長が申しましたように、他市町との連携も取りながら進めていくべきだろうというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） この事務は県が市町に対してしっかりと援助をして、人を配置して、それをもって事務執行がスムーズに行われるようにやっていたら、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。ところが数が少ない、しかし専門性が高いという業務について、県に問い合わせてもなかなか、これは町にお任せしているんで町のほうでやってくださいというようなことも聞いております。しっかりとここは現場の声を聞いていただいて、そして、その声を担当に任せないで、県に諮ってもらいたい。県がスリムになっても町が負担が多くなればしょうがないわけなんで、強く要請をしておきます。締めくくりに、職員の皆さんにお願いしたいことがあります。それは仕事の負担を減らし、時間外勤務を減らすことにより、ぜひ地域に飛び出していいただき、地域住民と一緒に課題を解決する取組に挑戦していただきたいのです。たびたび提案している地域担当職員制度です。町長が町の憲法と位置づけるまちづくり基本条例のパブリックコメントにおいて、これを条文に明記するよう地域担当制を提案もしました。これに対し、町の考え方は、地域担当制は、具体的な手法の一つとして考えており、条文には盛り込みませんが、引き続き研究していきますとの回答となっております。副町長に伺います。あれから5年が経過しますが、どのように研究し、また結果はどうなったのか、答弁を求めます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 地域担当制の考え方につきましては、現行、本庁、各支所に地域づくり係を設置し、まちづくりセンター、あるいは地域づくりセンターを拠点に集落支援員等とともに地域団体と協力して、地域課題の把握でありますとか、解決に向けて取り組んでいるところがあります。この地域担当職員の考え方についてはいろいろあるかと思いますが、現行こういう組織体制で進めているところがあります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 中山間地域においては、この地域担当職員制度というものをかなり取り入れておられます。それは現状どうなっているのか、調べてみましたが、詳しい資料はありませんでしたが、お隣の邑南町では、きっちりと地域担当職員制度がとられて、12ある地域に2人ずつ配置され、公民館単位で地域の活動、地域住民と一体となった地域づくりを進めておられます。それだけではありませんけども、もっともっとたくさんの方がされております。今、地域は担い手が減り、そして人口も減少する中で、どうするかということがあります。やはり行政が現場のほうに足を運んで、先ほどの地域づくり係やまちづくりセンターとあるんですが、まちづくりセンターが外になかなか行けないじゃないですか。支所からもなかなか行けない、それも担当でない。住民からすれば、この地域は、誰々さんの窓口にして一緒になってやっていけるねと、非常に心強いんじゃないかと思えます。ぜひ、今話ありましたが、ほとんど研究がされておられないと私は認識をしました。引き続き、この地域担当職員制度について

は、あらゆる機会に取り上げ、提案も引き続きやっていきたいと思えます。最後にもう一度、まちづくり基本条例第30条で規定する町職員の責務について紹介します。町職員は、住民の負託に基づくことを自覚し、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、まちづくりにおける協働と創意工夫が常に図られるように努めなければならない。これは町長が策定したまちづくり基本条例の第30条です。ぜひ、この責務が果たせるよう期待し、一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業など行うため、暫時休憩します。11時15分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 02分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。さきに通告していました、今回は有害鳥獣被害対策事業について質問します。第2次長期総合計画の改訂版では、農業を支える基盤づくりの中で、安定して持続する農業経営の環境の確立を目指すこととしています。施策の方向性として、本町の稲作、園芸品目等の産地強化等の振興対策に取り組む中で、流通経路、施設設備や有害鳥獣による被害防止の対策の検討があります。そこで、近年多くなっている鳥獣被害が報告されていますが、以下、有害鳥獣被害対策事業について質問をいたします。まず最初に、年々増える本町の現状ですが、資料には添付しておりませんが、平成23年、11年前ですが、イノシシの被害が522件、それからシカの被害が357、令和3年には、4地域でイノシシが897、シカが887と報告されております。そこで、農作物被害への対策として、電気柵、金網設置の補助事業はどのようになっているかお答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農地の耕作者等が設置いたします電気柵等の資材購入経費を町独自で補助しております。基準補助率及び限度額につきましては、個人農業者等につきましては、1か所3万円以上の事業におきまして、補助率30%、補助限度額は5万円でございます。集落ぐるみでの農業者の場合は、1か所3万円以上の事業におきまして補助率30%、補助限度額は10万円でございます。今年度は360万円の予算に対しまして、8月末現在で78件、314万7226円の補助を実施しているところでございます。なお、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金におきましても、資材購入費及び設置に対します日当等も対象になるため、特に地域ぐるみで取組を行われております集落でありますとか協定もある状況でございますので、今後はこういった取組も推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） いろいろ補助事業出していただいておりますが、実際には、電気柵、それから金網柵の設置、非常に今集団でも高齢化をしております。大変な作業になっております。この辺のところのフォローというか、そういうところがありますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） もう一つ、わなの購入補助及び狩猟免許取得事業としまして、有害鳥獣補助捕獲促進事業も行っておるところでございます。具体的には、囲いわな等購入される場合に対しまして10万円以上の事業におきましては、補助率10分の5以内、補助上限額は10万円というふうな助成にしているところでございます。また狩猟免許取得のほうにも要する経費につきましても支援を行っております、定額1万円の助成をしているところでございます。併せまして、令和2年度より捕獲活動支援事業、いわゆる箱わなの貸付事業として集落ぐるみでの捕獲の取組を行う場合につきましては、箱わなの無償で貸与する事業も行っております。この中で、この事業につきましては集落ぐるみということで、集落の中で見回りをする人、わなを設置する人、そういったとこを決めてもらって、その中で、箱わなを貸し付けまして、捕獲につなげるというふうなところを取り組んでおるところでございます。先ほど言われましたように、高齢化によりまして、見回りする人も少ない状況でありますけども、そういうところは、中山間の中の協定の中で話をしてもらったり、こういった箱わな貸付事業の中で、集落の中でしっかり話してもらいながら、そういった取組を今お願いしているところでございます。併せまして、学び塾のほうも開催しながら、地域の中での捕獲でありますとか、有害鳥獣に対する担い手の育成のほうも今後とも取り組んでいきたいというふう考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） もう一つ環境整備として、被害に遭わないための環境整備というのが盛り込まれておると思いますが、その辺の具体的な対策はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 環境整備につきましても有害鳥獣対策の一つの重要な対策というふうには把握しております。そういった中で、この環境整備につきましては、まずは里山整備ということが非常に重要であるということで、県の森づくり交付金事業を活用した里山整備によりまず整備をもらって、併せて有害鳥獣のバッファゾーンの整備、そういったところも現在進めているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先日、偶然に私、きたひろ学び塾で有害鳥獣保護の後継者育成づくりというのに3時間ほど研修に参加しました。これは後ほどジビエのところでお話を聞きたいと思っておりますので、後に回します。次にまいります。死亡鳥獣の処理について、芸北きれいセンターでの処理状況は、令和3年度では、シカの処理数は727頭、市町村別では安芸高田市が638頭、北広島町は89頭で間違いないでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 芸北広域きれいセンターでは、道路などで死亡したシカ、タヌキなどの持ち込みがあり焼却処理を行っております。議員の把握されたとおり、芸北広域きれいセンターの報告では、令和3年度に持ち込みされたシカの総数は727頭、そのうち市町別の処理数は、重量の案分から北広島町は89頭となっております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。



○5番（佐々木正之） お隣の安芸高田市が非常に多くて、北広島町100頭にいかないということですが、ほかに先ほど述べましたように、捕獲数が年々増えているということで、これは道路に車とかトラック等でぶつかった数だと認識をしております。続いて処理方法について、路上で死亡しているシカ等は道路維持管理受託者がきれいセンターに搬入して、きれいセンターで焼却処分を現在行っておりますが、その辺の問題点はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 問題点ですけれども、まず、きれいセンター側の問題点としまして、近年のシカの持ち込みは、令和元年度が811頭、令和2年度が925頭と処理量が多いため、焼却処理に影響が出ているという状況です。シカの投入は、ごみピットではなく、直接焼却炉の入り口に投入するため、別作業工程が必要で、人員と作業時間が増加しております。また、道路維持管理受託者の問題点としまして、きれいセンターへの持ち込みは平日に限られるため、土曜日や日曜日に回収されたシカは月曜日に持ち込まれますが、その間に腐敗し、臭いやウジ虫の発生など、保管時の問題も発生していると思われまます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 土日の問題をお聞きしようと思いましたが、課長のほうから先に、月曜日に回るという回答がございましたけれども、ごみの持ち込みは、今、月に一回、動物等ではなくて、安全な集配をやられておりますが、この有害鳥獣に関しては月曜日しか、平日しかやられてない状況でしょうか、現在も。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 道路管理者が持ち込みをされますので、土曜日、日曜日は動いてないと思われまます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次にいきます。例えば、シカは完全に焼却することができません。焼却の灰の中に燃え残り、内蔵、皮、骨が発生して、灰から、またきれいセンターのほうで回収して、再度焼却しているとお聞きしましたが、その点の問題点はないでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） きれいセンターでは、焼却処理後の焼却灰をリサイクルしておりますが、シカの皮や内蔵などの燃え残りが発生しているため、再度分別処理が必要です。分別後の皮などは再度焼却するなどの処理が必要であり、シカの焼却処理によりきれいセンターの作業負担は増加している状況で、きれいセンター側でも処理方法の改善を検討しております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 二度目の灰から、例えばシカの中で骨を取り出すというのは、きれいセンターの所長に先日お伺いしましたら、大変苦勞してると。課長が答弁されたように、非常に時間がかかっております。そういうのを改良してほしいというような意見がございました。次にいきます。シカの搬入時にウインチ操作の作業がありますが、繁忙期の時は職員の対応がなかなかできないのではないかと。このように思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） シカやイノシシなどの大型動物は、3階部分に相当します焼却炉投入口までウインチでつり上げて投入しておりますが、職員一人で約10分の作業となります。通常は、焼却炉運転職員がその対応に当たっていますが、繁忙時には他部署の職員が対応する場合

があります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 1日に多数のシカが搬入される場合はどのような対策をされておりますか。最高では16頭の搬入があったとお聞きしてありますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員ご指摘のとおり、令和3年度の持ち込みで、1日のシカの搬入頭数が最も多かったのは16頭で、9月27日、10月18日のいずれも月曜日とのことでした。同時に焼却処理することができないので、対策としては、一旦投入口の周りに保管しまして、1時間に1頭ずつ焼却したとのことで、2日がかりになったと聞いております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） その時の臭い等の関係は問題はなかったでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この時の臭いなどの問題は具体的には聞いておりませんが、やはり先ほども最初のほうに答弁いたしましたように、しばらく置いておくと臭いであるとかウジ虫の発生等がありますので、やはりこういう点は問題になっていると思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問にいきます。有害動物処理装置による処理方法の例として、大崎上島の箱型有害動物処理装置を導入される検討が令和元年に何人かの有志で見学をされたとお聞きしましたが、その検討された結果はどのようなことでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員ご指摘の大崎上島町の有害動物処理装置は、微生物を利用した処理装置で、先ほどおっしゃっていただいたように、令和元年にきれいセンターが視察に行かれた時に本町の農林課と町民課の職員も同行いたしました。現地で処理状況や臭気などの確認を行いました。能力や環境面での問題はないと思われました。その後、きれいセンターでは、同様の装置を生ごみ処理機としてテストされており、処理能力については評価できるとのことです。最近では鳥取市に同様の施設が整備されており、視察が延期になりましたが、現在もこの装置については検討を行っているところです。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 鳥取市は令和4年4月に開設をされているとお聞きしました。ここの鳥取市も見学に行かれるというふうなことを聞いておりましたが、先日、きれいセンターの所長にお聞きしますと、コロナの関係でなかなか見学ができないということで、資料だけはいただいて、今後の検討になるというお話を聞きました。その装置を導入した場合、費用、それから現状の今のきれいセンターとの焼却コスト、作業コスト、未消化の死体焼却のコスト、それから有害動物処理装置を入れた時の焼却コスト、それから作業コスト、未消化コストの今後の検討も行っていくかと思うのでしょうか。お聞きします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 大崎上島町の視察を行った時に処理コストについて比較しましたところ、焼却処理では、年間約170万円の費用がかかり、有害動物処理装置の場合、約200万円の費用がかかることが試算されています。現状のきれいセンターでは、焼却時の光熱費等のコストに加えてウインチでの作業コストや皮などの燃え残りの再焼却コストが必要です。一方、有

害動物処理装置の場合は、装置の初期導入費用、保温や保管のための電気代、作業員費用が必要です。どこに装置を設置するか、管理運営を誰が行うかなどもによっても変動するため、費用対効果については今後も検討していく必要があると認識しております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） もう少し例を挙げて具体的に説明は可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 具体的なコストのご説明なんですけども、まず、焼却コストについてですが、焼却施設維持管理費については、令和2年度の実績から1kg当たりを割り出しまして、シカ1頭30kgとすると、1頭当たり918円のコストがかかるという計算になっております。次に、作業コストですが、職員平均賃金単価から受入投入作業にかかる時間10分と、それから灰の中の燃え残りの分別作業10分の20分かかるといたしまして、賃金単価を掛けて、1頭当たり760円かかるという試算になっております。次に、再焼却処理コストなんですけども、シカ1頭からの燃え残りが15kgあると計算しまして、約1頭当たり459円のコストがかかるというふうな試算になっておりますので、この1頭当たりの単価と、それから年間の処理頭数を掛けまして、先ほどお伝えした約170万円ぐらいかかるというふうな試算になっております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 有害動物のほうはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 有害動物処理装置の場合は約200万円かかるとお伝えしましたが、これは装置の導入コストが、これは装置の価格が1日180kg処理できるタイプのもので約1600万円かかります。このうち半分が補助金が出ますので、実質800万円と考えまして、装置の可動年数を10年と仮定すると、年間80万円という試算になります。次に装置ランニングコストは、これは大崎上島町での調査から月に8万円かかるという試算ですので、年間96万円、それから作業コストなんですけども、1日約20分の作業と考えまして、260日実施すると考えますと、年間20万円かかりますので、合計して約196万円、先ほど伝えた約200万円かかるというふうな試算になっております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 両方の比較をしますと、有害動物処理装置のほう約20万円年間では多くなるという試算だろうと思います。現状の処理とコスト面との差が約30万円ぐらい生じますが、効果が期待できるようなところはあるのでしょうか。例えば焼却処理の改善等はいかがでしょう。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 焼却処理の改善なんですけども、今は1時間に1頭の処理能力がありますが、この機械を導入する場合は、機械に1日何頭入るかにもよるんですけども、また、焼却処理能力の差についてももう少し詳しく検討してまいりたいと思っています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 残った処理の作業の軽減はいかででしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 残渣の処理は今でしたら、焼却の場合は、一回燃え残りをまた分別して、

またさらに焼却するという作業が必要になりますけども、機械の場合は、一度入れておくと骨や皮も全部なくなってしまうということになりますので、処理装置のほうが作業は少ないと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 収集運搬と、それから保管作業の軽減はどのようなことになるでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） ほかの作業で考えなければいけないのは、処理装置の場合は、一日の処理を超えることができないので、それを保管しておくような作業が必要になる、今もピットの周りには保管をしているんですけども、処理装置の場合もある程度、例えば冷凍庫の中に入れて保管をしておくというように、そんな作業も必要になってくると思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今後きれいセンターも老朽化しているとお聞きしますので、鳥獣の処理に対する施設整備の促進計画はあるかないか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 現在、今後のきれいセンター全体の処理について検討を行っていますけども、その中で鳥獣の処理についても検討を行う必要があると考えております。現在、焼却処理しているプラスチック製品や生ごみ等を資源化し、焼却ごみの減量化を図ることが喫緊の課題となっていますが、鳥獣の処理も焼却ではなく微生物で分解できるのであれば、きれいセンターの燃えるごみの削減につながる取組になると思いますので、今後、芸北広域環境施設組合であるとか、あとは安芸高田市、それから本町の関係課とさらに協議していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 捕獲した有害鳥獣を焼却処分せず、有効活用できる方策が見いだせるんじゃないかというふうに思っておりますが、その方策はありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 捕獲したものを焼却処分せずに有効活用できる一つの方法としましては、いわゆるジビエのほうで販売していくことも有効な手段ではないかというふうにはいるんなどころで言われているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 本町には、国産ジビエ認証取得施設はありますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町内には民間のジビエ施設が3か所ございますけども、今のところ、いずれも国産ジビエ認証取得施設ではございません。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） これは理由を聞かなくても維持経費がかかるということだろうと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国産ジビエ認証制度でございますけども、これはジビエの衛生管理、流通するための規格や表示等を認証する制度でございます。認証後は、認証マークの使用ができるものでございます。メリットとしましては、認証を受けた処理、加工施設で生産されまし

たジビエ製品につきましては、認証マークがつけることができるために消費者がジビエの製品を選ぶ際の一つの指標となるところでございます。また、国産ジビエ認証につきましては、全国の共通のルール、いわゆる認証基準で認証されるため、取引先からも信頼会得にもつながるというふうなメリットございます。デメリットとしましては、証明にかかる費用が1施設35万円プラス税というような高額な点がございます。このような証明にかかる費用が高額な点がジビエ認証に取り組めない要因の一つではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 本町にはないということですが、食用として活用できるもの、それからジビエ肉、またペットフードとしての販売をやられているというところは、どのような施設がありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町内の3か所のジビエ施設のうち2か所は食肉用として販売されておりますけども、1か所につきましては、ペットフードとして販売をされている状況でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 少し戻りますが、先日、きたひろ学び塾の後継者育成で、実際は、箱わなとか電気柵とか金網柵のことを主にやられている青年を紹介していただきました。現地にも参加者で研修をしてみました。その青年が言われるのは、後々こういったジビエの店も開きたいということで、少し調べてみました。ジビエ料理というのがありますが、狩猟者が我流で作るジビエ料理は、レストラン等で出される味にはなかなかかなわないということが知られていますが、豊かな食事とは、味や栄養ではなく、託された命に感謝の心を持って、ありがたくおいしくいただくとする気持ちが生まれると。それが狩猟者のジビエ料理であるというふうに、資料にも書いてありましたし、本人もそのように語っておられました。町としての何らかの支援策というのは今後どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ジビエ施設、いわゆる個人、あるいは地域の方が取り込まれる場合のジビエ施設の支援につきましては、その施設が持続的に運営できるか、あるいは地域、地元の同意が得られているか、施設面の衛生面の適正化、猟友会との連携等が大きな確認事項というふうに思っております。そういったとこの具体的な取組につきまして、お話を聞きながら、その中で、具体的な支援策の内容等につきましては、総合的に判断していく必要があるのではないかとこのように考えております。このジビエの施設にあたりましては、国の交付金事業も活用できるというふうに聞いておりますので、そういった施設、どういうふうにしていくかというところを協議しながら、その中で国の補助事業も活用しながら、もしお話がある場合につきましては、対応可能かについて、その中で検討できればというふうなところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町外の人から質問を時々受けるわけですが、北広島町をご存じですかということをお聞きすると、あつ知ってるよと。そばが有名でしょ、神楽も盛んにやっていますよね。だけど、私たちは庄原やら浜田へ遊びに行ってお泊まって帰る。北広島町はどう思われますか、まあ一種の通過点だと。多くの方は言われませんが、そういう声を聞きます。私は、このジビエ料理にかかわらず、地域が活性化していくのは、多くの人が集まって興味を持っていただくということが今は一番大切な時期ではないかと思っております。有害鳥獣で農作物の被害等

たくさんありますけども、やはり自分たちができることをどういうふうに模索していくかというのが大事じゃないかというふうに思います。通告はしておりませんが、町長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ジビエの取組も大切な部分もあるというふうに思っておりますけども、なかなかこれ行政がやったんではうまくいかないという、赤字が出てるといのは現実でありまして、今民間レベルでそういった取組が始まっているということでもありますので、民間レベルでそういう経営が成り立つような仕組みができるのであれば、大いに歓迎したいというふうに思っております。いずれにしても鳥獣被害は大きな課題でありまして、きれいセンターの問題もありましたけども、よりよい改善策を模索をしていかなければならないというふうには認識をしております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以上で終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。暫時休憩します。13時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 53分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前に引き続き一般質問を行います。次に、9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。私の子どもの話なんですけども、2歳9か月の長男は15kg、8か月の次男は10kgあります。ずっしりとしているので、この子たちを見て、まあお父さんによく似てとよく言われます。ただ、私の小さい頃小さかったんです、私自身は。なので、今からどんな成長するのか楽しみです。多くの子どもたちを育てていく地域、こちらに対しての質問をしていきます。大朝グラウンドの活用促進と、もう一つが大朝地域の小中学校、今後の地域づくりの2点になります。まず、1つ目、大朝グラウンドの活用促進についてです。6月議会で大朝グラウンドの人工芝生化に関して質問を行いました。人工芝生化した大朝グラウンド、こちら公式な大会が開催されるので、町の活性化に大きく寄与できる、期待できる施設です。町が3年前から取り組んできたスポーツによるまちづくりを体現できる機会の一つと言えると思います。ここで、前回の質問を踏まえると、大会などの窓口とグラウンドの運用と管理、大会開催に必要な施設、例えば管理棟、更衣室、シャワー室、休憩室、トイレなど。選手、指導者、保護者などの利用来場者の想定、それに関しての駐車場スペースの問題など課題がありました。また財政が厳しいとは思いますが、費用面の課題もあります。加えて地域でもその機運を高め、どのようなことを用意しなければいけないかを考えています。そのため、地域と行政とができることを確認しあい、協議を進めていくという答弁がありました。以上の認

識でいますが、相違はないでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 検討項目につきましては、以上のところで概ねそのとおりだと思っております。少し細かいことを言わせてもらいますと、課題という表現の受け止めでありますけども、特に施設、管理棟、更衣室、シャワー室、休憩室、トイレなど、課題ということになりますと、これが必要な施設という前提になってまいりますので、ここら辺の施設につきましては、利用状況を見ながら、その必要性も含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） はい、確認をさせていただきました。課題という言葉に対して施設に関してです。こちらのほう、後でもまたお聞きいたします。先ほどの言葉のとおり、今後考えていくと、すごく大事なことだと思いますので、正直グラウンドの活用促進について、大体聞きたいところは正直終わるようなところでもあります。やっぱり今後考えていかなきゃいけないと思っております。質問続けてまいります。前回からの進捗状況についてお聞きいたします。地域との協議は進んでいるのか。この地域というのを少し分けますと、大朝地域協議会、指定管理者である新庄学園、もしくは地域全体に対して、それぞれに対してのものです。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 大朝支所長。

○大朝支所長（沼田真路） 大朝地域協議会に対しましては、役員会において説明をさせていただき、課題等について協議をさせていただいております。また、地域の幅広い関係団体の委員が集まります定例会におきまして、概要説明及び協議をさせていただいております。新庄学園につきましては、周辺施設の利活用や指定管理の内容等につきまして協議をさせていただいております。なお、地域全体につきましては、地域協議会の定例会に地域の幅広い組織の代表者にお集まりいただいておりますので、別途で町民グラウンドに特化した形での協議の場は設けておりません。しかしながら、地域協議会主催のオープニングイベントを開催していただくことを検討しております。多くの町民の方に施設を体験していただき、今後の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。別途ということではありましたけれども、地域それぞれに対して話が出ていく、今の中でいうとオープニングイベントがありますので、今後どんどん話が広まる中で、地域の理解が進んでいくと思えます。それぞれどのような進捗があったかというのがあったんですけども、今の質問で大体答えていただけたかと思えますので、その認識でもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 大朝支所長。

○大朝支所長（沼田真路） 具体的な内容につきましては、大朝地域協議会につきましては、グラウンドに付随する周辺施設について協議をさせていただいております。地域要望といたしまして、新たな駐車場の整備が求められておりますので、町、新庄学園及び地域協議会と協議をさせていただき、早期整備に向けて取り組んでいるところでございます。新庄学園との協議内容につきましては、竣工後の施設管理や既存施設の利用等につきまして協議を進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 具体的なものはいただきました。今言っていたものは、後ろの質問にも

ございますので、今の質問に対してまた聞いていこうと思います。次にまいります。グラウンドの管理者と運用、こちらどのように考えているか。指定管理者以外にグラウンドの管理窓口や大会開催時の窓口なども含めて聞きます。また、運用について、今後の方針とスケジュール、グラウンドの利用予約方法なども含めてです。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 質問につきまして、まちづくり推進課からお答えいたします。まず、グラウンドの管理窓口や大会開催時の窓口につきましては、指定管理者で対応していただくことを考えております。続きまして運用につきましてですが、運用の今後のスケジュールといたしましては、11月中を目途に一般の方々の使用を開始できればと考えております。利用方法といたしましては、1面もしくは2面を貸し出します。1時間ごとの料金を設定しており、利用時間に乗じた金額を利用料金として納入していただくことを考えております。また予約方法につきましては、現在、指定管理者を含め検討中であります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 運営について、11月以降ということで、まだ、聞いた感じでいうと、グラウンドの管理、大会の開催時の窓口などはお決めになっているようには思いますが、運営について、まだまだ不明瞭なところがあると思います。まだ時間はあるといっても余りないですけども、どんどんどんどんこの部分は具体的になっていくと思われるんですが、その点を聞きます。一応今回議案のほうでグラウンドの管理に関する利用料等はありませんでしたので、進んでいくんだとは思いますが、その点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 今後随時そこら辺の部分につきましては、指定管理者含めまちづくり推進課等々で協議して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。でしたら、次にまいります。発足した北広島町のサッカー協会、こちら私最初知らなかったんですが、調べる中でお聞きしたいものがありました。こちらのほう、北広島町のサッカー協会の概要の説明を求めます。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 北広島町サッカー協会は、広島県サッカー協会に所属し、北広島町におけるサッカー競技を代表する団体として、子どもからお年寄りまで世代を越えてサッカーを楽しみ、サッカー競技を普及することにより、北広島町のスポーツや文化の発展に貢献し、町民の健康増進に資することを目的として、本年6月に設立されております。なお、中の組織の中には新庄学園、町内のサッカー団体関係者、役場職員も含めて所属しております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） ちょっと発足当時、これは私知らなかったので質問をしたんですけども、学園のほうも、指定管理者である新庄学園のほうも入ってるということで、その辺しっかりとサッカーの大会が来る、もしくはグラウンドの利用について協議できる場と認識してもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。



- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 先ほども申しましたとおり、新庄学園、町内のサッカー団体等所属しておりますので、協議の場は十分持てるものと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） そしたら、町の今説明いただいたサッカー協会等指定管理者である新庄学園、加えて大朝地域協議会、地域の情報として必要であろう大朝地域協議会、こういったもの、連携内容や今後の事業展開を具体的な部分になると思うんですが、お聞きいたします。どのように町と学園、地域がスポーツの振興のために協働して取り組むかをお聞きします。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 広島県サッカー協会等と連携を取りながら、サッカーの大会開催誘致を企画していきたいとまずは考えております。また、地域や学園との連携も今後の事業展開の中で随時検討してまいりたいと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 先ほど、最初に言いました施設のことだったりとか、そういったものもありますので、今後への期待があります。またちょっとかぶる部分があるので、次の部分にまいります。新庄学園の隣にある大朝グラウンド、その近くに、閉鎖になったんですが新庄保育所、今現在使われてない新庄小のプール、こちら跡地利用としてどのように進むのか。以前の質問では、駐車場等の話で、こちらを出したんですけども、地域協議会の8月4日総会において、駐車場にしてくれというような要望が出ているとも思います。こちらの跡地利用、どのように進んでいくのかお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 現在地域の皆様と跡地利用の要望を伺いながら進めております。町としては、長年地域に愛着のあった施設でしたので、今後も地域の皆様が有効に利用でき、地域の活性化と地域経済に寄与する利用を考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 駐車場にするかどうか、そういった具体的なものはあったんですけど、ちょっとその部分もう一度お聞きいたします。寄与していくもので、一つは駐車場ではないかというものがありませんでした。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 現在こちらにつきましては協議中でございますので、まだ確定したものはお答えできません。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 協議中ということであれば、進んでいくものとも思いますので、要望書が出ているというのも含めて今後にしたいと思います。次にまいります。利用者、来場者数の試算など、こちら前回から再検討されたかお聞きいたします。前回、年間利用者数7200人と、ちょっと少ないのではないかなということで質問しました。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 利用者の再検討につきましてですが、試算につきましては、前回からの再検討は今のところ行っておりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 9番（伊藤淳） 分かりました。次の質問とかぶせていくんですけども、駐車場、駐車スペースの整備と動線の設定は必要ではないかということです。先ほどの利用者数お聞きしたんですが、変更ない、7200人では少ないのではないかなということです。まずは、そういった人数、まだまだ多いんじゃないかなということ踏まえて、整備と、その動線の設定が必要ではないでしょうか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 動線の設定につきましては必要だと考えております。今後どのようなものがよいのか、どのような動線でいけばよろしいのか、今後研究してまいりたいと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 来場者を誘導するための案内板やマップの作成、こちらにも必要だと思います。動線の設定が必要だということであれば、これも必要だと思いますが、どうでしょうか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） それにつきましても必要なものだと感じております。先ほど申しましたように、どういったものがよろしいのか今後研究をしてまいりたいと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） でしたら、今後運用後も含めて動線に対して幾つか研究ということでありましたが、さらなる検討をしていただきたいです。公式大会開催のための施設の検討、こちら検討しているか、先ほどお聞きいたしました、検討として、県内の同様施設の事例を検討したか、学園の施設もあるので協議する必要があると思います。トイレなど学園のものが使えるかなと思います。実際近くにあるトイレは、下市公園のトイレのみ、こちら少々手狭ですね。来場者に十分対応できると考えていません。併せて、面が2面ある中でいうと、遠いほうの面からすると、なかなか遠い。2面分歩かなきゃいけないというのは、トイレの位置としてはまだまだ足りないのかなと思います。また、ここで一回切って質問いたします。施設の検討どうでしょうか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） まず、公式大会の施設の検討ということで、県内の同様施設の事例を研究したかということでございますが、今のところ事例の研究ができておりません。今後どのような公式大会があるのか、それがどのような規模で開催されているのか、広島県サッカー協会などサッカー大会を行う団体などに聞き取りを行いながら把握していきたいと考えております。また、学園の施設の協議の必要ですが、新庄学園の施設につきましては、どういったものがあって、どういうものを使用するのか等々協議は必要だと考えております。また、下市公園のトイレの件でございますが、下市公園のトイレのみで十分に対応ができない場合、指定管理者の施設で利用可能なものがあるかどうか、指定管理者と協議を行いたいと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 協議はかなり必要かと思います。運用後にも、正直もう11月からなので、運用後の課題になると思います。併せて、一番最初にお聞きしました部分です。施設、管理棟、更衣室、シャワー室、休憩室の整備の検討状況、それに対して、短期・長期のスケジュールは

どうかと思います。加えて昨日同僚議員からもありましたように、スタンドはどうかとか、照明の必要はどうかといったことも私は考えております。この長期・短期のスケジュールはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） それらの施設整備につきましては、現在のところ検討を行っておりませんが、先ほど副町長も申しましたとおり、施設の利用状況も含めて今後検討を行っていくことが必要だと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 検討していただきたいです。同様施設をまた把握していくということですので、今言った点も確認していただければと思います。次にまいります。6月議会においてオープニングイベントは未定との答弁がありました。町民グラウンドとして、町民の利用促進を図る必要があるかと思えます。オープニングイベントの有無と、そのスケジュールはどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） リニューアルオープニングイベントでございますが、実施予定で、日程は11月5日土曜日の午前中を考えております。セレモニーの後、サッカー交流会を実施する予定です。また、先ほど大朝支所長が申しました地域協議会主催のオープニングイベントが11月6日に開催される予定です。多くの地域の方々にグラウンド施設の体験をしていただければと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） こちらオープニングイベントあるということで楽しみにしておりますが、こちらのほう、11月5日、大朝神楽の共演大会がございます。その説明は受けたんですけども、なかなかほかに予定が空かないということでした。ただ、地域のことを思うと、どちらに行こうかと思うような面があると思えます。今後、できればこういうことがないように考えていただきたいなと思えます。人工芝生化したグラウンドを多くの町内外の方に利用していただくための仕組みを作る必要があると考えますが、検討していますか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 議員がおっしゃられましたとおり、多くの方々に利用いただきたい施設であります。そのための仕組みづくりは重要と考えております。今後、指定管理者や町のサッカー協会、スポーツ協会、地域など、それぞれの意見を聞き取りしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほど言いました施設のこともほかの同様施設を見ていくということだったので、この利用拡大のための仕組みづくり、こちらのほうも一緒に検討していただきたいです。今後、こちら運用しながらの課題も多く出てくるかと思えますので、行政、指定管理者である新庄学園、地域関係者それぞれがしっかりと連携していき、北広島町の自慢できる施設の一つにしていきたいと思えます。期待しております。次にまいります。大朝地域の小中学校の今後と地域づくりです。少々雰囲気を変えます。一つ目の質問である大朝グラウンドの機運醸成と活用促進、こちら一つ目の質問とは切り離れた質問であることをご理解ください。大朝地域にある小学校などの統廃合の話は今後円滑に進めるための質問です。今から地域で話し合う上で、

どのようなことができ、どのようにできるか、こちら考えるためにこの一般質問をいたします。地域が納得して今後話し合っていくためにしっかりと情報開示と合意形成は必要であると考えます。新庄保育所の閉所は、急遽年度内の閉所となって、声としてもっと早くに情報を出し、話し合うべきことではないのか。保育所があるから家を建てたばかりなのにと多くの意見がありました。老朽化や少子化などのことはありましたけども、急遽というのは実際あった部分です。その反省を生かし、地域における学校の存在、こちらのほうもやはり考えないといけません。学校の存在は大きく、学校は教育の場であると同時に文化の形成や地域コミュニティの場であり、私は学校と地域づくりは大きく関わりがあると考えております。質問です。学校統廃合と地域づくり、地域の活性化の関わりについて、教育長及び町長の考えはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会といたしましては、児童生徒の教育に最適な環境を確保する上では学校統合は一つの選択肢であると考えております。統合を進めていく上では、地域の皆様にも必要な説明を十分行ってまいります。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 学校統合は、児童生徒の教育条件をよくする目的で行うものであると考えております。その上で、学校は地域コミュニティの核としての性格もあり、防災や保育、地域文化の継承、交流の場であることも踏まえ、地域には十分な配慮が必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 考えお聞きいたしました。この後いくつか質問をしていきますので、その中でも改めて聞く部分があるかと思えます。7月、小学校と中学校の保護者に対して学校の将来のあり方に関する説明がありました。どのような説明を行ったか、改めて聞きます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 大朝地域小中学校の今後の児童生徒見込み数の資料を見ていただき、今後も減少が見込まれることから、新庄小学校、大朝小学校については2校の統合が必要であること。大朝中学校も統合の検討が必要であること、統合場所、時期については未定であり、今後協議の場を持たせていただきたいことを説明いたしました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今、小中学校お聞きいたしましたが、将来の小中学生となる大朝こども園の保護者には説明を行いましたか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 去る8月30日に大朝地域協議会の協力により、大朝中学校屋内運動場で、大朝地域教育環境に関する説明会が開催され、大朝こども園の保護者の方にも説明を行いました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私もこの通告前だったので、30日のほう、通告後に行きました。同様に卒業生も多数いる地域の説明、こちら、そこに地域の方はいらっしゃいましたが、地域への説明という形で行いましたか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） 7月の大朝地域小中学校期末PTAと、先の8月30日の説明会以外では行っておりません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 地域への説明が必要かとも思われます。ただ、後ろの質問にも関わってまいりますので、次にまいります。小学校と中学校のあり方の方向性について、スケジュールはどのように考えているのかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 今後、保護者の方や地域の方と進めていく協議の中で、スケジュールにつきましても検討させていただきたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 先ほどから言うように、将来のあり方を考える中で、まちづくりに大きく関わる、地域づくりに大きく関わることだと思います。まちづくり基本条例や施政方針にも、協働のまちづくりとうたっています。情報を共有し、協働して取り組む必要があると思いますので、その点、今後に対して期待しております。その上でお聞きいたします。教育委員会として、どのように周知し、合意形成を進めていくのかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 今後につきましては、来年度に向けた就学児童生徒数の見込みなど資料を整理させてもらった上で、保護者の方のご意向を伺う機会を設け、合意の形成に努めてまいります。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 見込みなど資料の整理、これはいつ頃になりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 11月に進路の希望を保護者の方に聞く機会がありますので、その後となるかと思っております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） はい、分かりました。その際、地域の役割、これはどのように考えているのかをお聞きいたします。というのもイメージとして、話し合いの場を設定する主体は行政のどこが主体となるのかというのが1点、もう1点、大朝地域協議会や各小中PTA、こども園や保護者、もしくはこども園などに行っていない子どもの保護者、幼児、中学生から地域住民など多くの対象がいる、今回地域づくりになりますので、地域の役割はどのように考えているのか、お聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 大朝地域におかれましては、先の大朝地域協議会主催の説明会の中で、保護者の方13名を含めた教育環境・環境ビジョン検討会が発足をされました。その中で、今後保護者アンケート、意見の集約が行われることとなりました。今後、広く保護者や地域の意見の取りまとめにご協力をいただくなど、連携を図ってまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 検討委員会のほう、私もその場で説明を受け、委員のほうにも手を上げました。ただ、先ほど質問の行政のどこが主体となるのか、これ少々気になるところがあります。検討委員会が行政のほうで検討委員会を設置するという形でもありますが、大朝地域協議会の中で

の検討委員会なのか、それとも教育委員会のほうでの検討委員会なのか。併せてその意見がどこまで取り扱われていくのか、この点が少々、しっかりと決めていかなきゃいけない、というよりは、決めるよりも、どこまでそれぞれが主体的になるのかというのが大事かと思われまます。その上でなんですけども、この後合意形成、もしくは協議という言葉多く使いますが、地域も行政もどちらもが主体的に関わるべき問題だからという思いから今のような発言をさせてもらいました。そのために一つのステップですね。他市町では教育委員会が主体となって学校のあり方に関するアンケート、こちら保護者や地域で実施しているところもあります。大朝地域では、大朝地域協議会がアンケートの実施、通告前でいうと、実施の予定だったんですが、その後実施されました。地域協議会がアンケートの実施をしました。なので、その上での質問です。教育委員会としての動きやスタンス、このアンケートに対してもありますが、それ以外も含めてスタンスはどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

（マイク不具合）

○議長（湊俊文） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 34分 休憩

午後 1時 59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。機械の不具合により画像は質問者のみとなりますので、よろしくお願いをいたします。ご協力のほど。それでは学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 話合いの場を設定する主体は、行政のどこが主体となるかというご質問ですけれども、先ほどご紹介いたしました地域協議会の検討会につきましては、協議会の中で、保護者の意見をまとめて、地域として応援したいという趣旨で進められているものでございます。今後統合についての窓口、話合いの場を設定する主体はあくまで教育委員会でございますので、教育委員会、学校教育課のほうで進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） アンケート実施に対しては理解いたしました。今後もこの部分ちょっとあるので、合意形成、協議を持った上でちょっと質問を続けていきます。今回の小学校の統廃合、時代の流れやむなしとも考えますが、小学生のことを思い返すと、放課後は近所の友達と小学校や近所で遊んでいました。しかし、今は近所に遊べる友達がいない子どもたちが多いです。逆にオンライン上で、距離が離れている友達といつでも話せる時代にもなりました。個人的に言えば、もっと外で遊び、子どもの時しか味わえない田舎の良さをいつまでも覚えてほしいものです。確かにこの小学校統廃合、こういう話になると、地域からにぎわいが少なくなる、こういったことも事実です。しかし地域の子どもや孫たちが帰ってきていないことも事実です。私は、今回の統廃合の話の子どもや孫たちが帰ってきたい地域や学校になるように考え、実行

するいい機会と捉え、前向きで明るい一歩を踏み出したいです。人口やお金が少ないことは分かっています。だからこそ手間暇をかけ、多くの者が納得できるように話し合っていく必要があるかと思います。具体的に校舎等の話にまいます。選択肢の一つとして校舎の移転や新築、これも意見として出てくるかと思います。これは可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まず第一に保護者等地域の方のご意見等十分に聞かせていただいた上で、学校の将来像どうするかということが大切であると考えております。将来を見据えまして、保護者、地域の方と一緒に検討させていただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） でしたら、続けて今の答弁も含めて、続けていくつか質問していきます。統廃合となる場合、統合先の校舎の改修はするのか。併せて、どの程度の改修が可能かをお聞きいたします。改修や撤去が必要な箇所が存在します。しかしなかなか手が回ってない現状があります。また、学校のあり方が変わるため、大規模な改修も想定すべきかと思います。例えば存在する現状として、耐震化はなされているかどうか、そういった確認からではありますが、あそこなかなかもう古いんじゃないか、天井落ちそうじゃないかとか、路面の状態等々あります。どの程度の改修可能かをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先の質問でお答えしたとおり、学校の将来像どうするかということが大切であると思っております。ただ、大朝中学校は昭和53年建築で築44年、大朝小学校は昭和56年建築で築41年、新庄小学校は昭和60年建築で築37年といずれも老朽化が進んでおります。現状の校舎を活用するといった場合には相当の改修が必要であるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 確認をさせてください。私の記憶間違いかとも思いましたが、大朝小学校のほうがかいでしょうか、耐震化の関係で、私の思い間違いでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 築年数でいいますと、大朝中学校のほうがか昭和53年で古く、大朝小学校は昭和56年でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。ここはちょっと深くすると時間が足りなくなりますので、次にまいます。今回地域づくりということもありまして、先ほど言ったように、取り壊すべきものもあるかと思います。ほかには児童クラブの場所、こういったものも考えなきゃいけません。統廃合となる場合、大朝地域に小学校が1校となるため、芸北地域や豊平地域のように地域色を生かした新たな学校ビジョン、こちらが必要かとも考えます。こちらに対しての見解はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 当然必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 学校のあり方や校舎の改修に加え、通学方法、児童クラブの場所や施設の問題、地域との関わり方など、様々取り組むべき課題が出てくると想定されます。今、言っていた

いたように、今後地域との協議の中でのと思います。ただし、学校のことは学校教育課、地域のことはまちづくり推進課、予算がかかると財政政策課といったことが起こると、なかなか話が進みません。そうすると、頑張って協働していこうという地域のやる気、これをそいでしまいます。先ほどから言っていた主体的に、協働、こういった部分における合意形成として、もろもろの距離が今後出てくるかと思えます。どういった形で、誰と協議し、合意形成を図っていくのか、改めてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 統合問題に関しましては、教育委員会、学校教育課のほうで進めてまいりますけれども、いろいろな意見が出てくる中で、それぞれ関係する課も交えた協議の場になっていければというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地域協議会やもろもろの地域の方々話し合う中で、言ってしまえば、いわゆるたらい回しにならないように、地域もしっかりと主体的に取り組む中で、確認事項をちゃんとまとめた上で、それに対して協働のまちづくり、地域づくりをしていきたいと考えます。

その次の段階として、もし廃校となるほうの校舎、こちらがあった場合ですが、その活用についてです。地域の活性化及び地域づくりには、これが大きく関わってまいります。そうすると、統廃合の合意形成をする中で、建物の活用、町の建物でいくと、これが基本、管財課が所管する課になると思えます。こういった場合、地域の話し合いに行くこと、建物利活用について地域で話し合いをしていくことは可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 統廃合による合意形成の後に地域の活性化などの利用について、地域の中で話し合っていただくことは可能です。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） その話し合った内容、跡地の活用、廃校利用、今、管財課のほうがお答えいただきました。その場合は管財課と話せばいいのでしょうか。ただ併せて、町として、しっかりと主体的に取り組んだ結果かどうかの思いでお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 学校跡地活用に関することにつきましては、まちづくり推進課が窓口となります。また、廃校後、普通財産に用途替えされた後は管財課の所管になりますが、利活用には地域性が重要視されますので、各地域の支所と連携して、対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほどのまちづくり推進というのでいきますと、支所がまちづくり推進あって、廃校になって、用途替えした場合は管財課、けれども地域活用に関しては支所ということだったんですけども、支所にその決裁権はあるのでしょうか。こちらのほう、私、なかなか少なく、どんどんなっているようなイメージもあって、地域、大朝支所はこれで地域活用しましょう、じゃあ大丈夫ですよって、すぐには言えないところが出てくるかと思えます。かつ、その地域で活用するといった場合は、まちづくり推進が主体となって進めていくべきことかなとも思いますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。



- 管財課長（高下雅史） 議員おっしゃるとおりでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 私が最初に懸念していた部分は、ある意味このことです。各課にまたがることではあります。だからこそ、一番最初に言いました、学校というのは教育の場であり、かつ地域づくりの場です。そのためにいろんな窓口があると分かりにくいというのが事実ある。それがやる気をそがれる原因になるかと思えます。その点、それを踏まえた上で行政として今後、こちらについてどのように取り組んでいくかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 地域のグランドデザイン、周辺との関連性、関係性、施設の状況、地域の意見などを考慮しながら、施設の活用を考えてまいります。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） やはり地域との協議、それは理解しております。今後期待してはおります。その上で、今後はやっぱり地域のやる気をそがないように、かつ主体的にどちらも取り組んでいく中で、いろんな形が関わっていく、いろんな課が関わっていくと。その主管課でもあると思うんですが、しっかりと一本筋が通った形で協議をして、地域づくりに生かしていかないと、なかなか話がややこしくなる事態も思われます。実際のところ、お金もないし、人口減少だから小学校減らしましょうという単純な話ではありません。これは全員理解していると思います。私も先ほど、この流れやむなしと言いましたが、残念でなりません。しかし前向きな一歩を踏み出し、明るい未来を子どもや孫に残すために話し合っ、行動していきましょうと思っております。その上で今回主体的に、それぞれが主体的に取り組み、かつ合意形成を図る中で、それが地域づくりになるかと思えます。最後の質問です。町長の所見、また教育長の所見がありましたら、伺います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 場合によっては、いろんな課との関連性も出てくるかも分かりませんが、いずれにしても、そこらが連携してやっていきたいと思っております。今の学校統合については教育委員会が中心になってやっていきますし、地域の活性化、地域づくりというところの重きが増えればまちづくり推進課、支所、ここらが一緒になって検討させていただくということになろうと思えます。たらい回しとかいう言葉が出ましたけども、そんなことはないようにしっかり地域と話をしながら進めてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 今後期待してまいります。主体的にそれぞれが頑張る中でやっていきたいかと思えます。いろいろトラブルがありまして、私も言いたいことが何か忘れてるような気がございますが、これで質問を終わります。
- 議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業など行うため、暫時休憩します。14時25分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 14時 15分 休憩

午後 14時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、11番、宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問いたします。質問の1点目は、00y（ゼロゼロヤマガタ）の啓発推進で、より安全・安心なまちづくりについてであります。00y（ゼロゼロヤマガタ）とは、山県警察署が管内において、交通死亡事故ゼロ、特殊詐欺被害ゼロを目指し展開している啓発運動であります。言うまでもなく交通死亡事故は、被害者はもとより、加害者、またその家族、友人、知人などもつらく、深い悲しみの時間を長く共有する残酷なもので、社会にとっても大きな損失であります。また、特殊詐欺被害も年々その手口が巧妙になってきており、大切な財産をだまされて失うことで、その後の生活難に陥ることにもなってくる重大な事件です。加えて精神的なダメージを受けることにもなり、被害に遭わないよう十分な知識と注意を必要とするものであります。山県署に問い合わせてみると、交通死亡事故は、昨年北広島町で1件、今年に入り、安芸太田町で1件起きているとの報告を受けています。特殊詐欺被害は、昨年安芸太田町と北広島町、それぞれ1件あったとの報告を受けています。こうした状況を受け、本町も00y（ゼロゼロヤマガタ）のさらなる啓発推進で、より安心・安全なまちづくりを目指すことが重要と考え、次の質問をいたします。00y（ゼロゼロヤマガタ）の啓発は、現在どのように行われているのか。また、行政側の協力支援とはどういったことが行われているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 特殊詐欺被害ゼロ、交通死亡事故死者ゼロを目指す00y（ゼロゼロヤマガタ）運動の取組を山県警察署が提案し、防犯組合、交通安全協会、北広島町が一体となって啓発推進を行っております。特殊詐欺被害を未然に防ぐために、音声告知放送で町民に呼びかけを行い、防犯組合総会では、特殊詐欺被害に遭わないために千代田交番署長を講師としてお招きし、町内における犯罪発生状況、対策等について講演をしていただきました。また、交通事故のない社会づくりを推進していくために、交通安全テント村、フラッグリレーを行い、地域住民や通行車両に対して交通安全、交通事故防止の呼びかけを行っております。本庁舎前の電光掲示板では、交通事故防止、特殊詐欺被害防止の啓発も行っております。山県警察署では、町内の金融機関、コンビニ等へ振込詐欺被害防止の啓発活動、区長文書では、リーフレットや交番だよりを発行、回覧するなど、各団体が連携して、00y（ゼロゼロヤマガタ）の取組を進めております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 山県交通安全協会というのは平成18年に決定されて、交通安全街頭指導はじめ、交通誘導、交通安全相談等交通事故防止に対して活動されているのはご承知のとおりだと思います。近年は、山県交通安全協会は、パトカー看板や白バイの看板を国道の主要な所に設置されて、啓発運動されております。00y（ゼロゼロヤマガタ）と聞いて、分かる人って意外と少ないんじゃないかと思うんですよ。やっぱり啓発運動もしっかりしていくこと。芸北地域でも、駐在所の警察官が敬老会とか新年会、忘年会に来られた時には、必ずこの00y（ゼロゼロヤマガタ）の話をされて、啓発運動に取り組んでおられます。そういった意味で、今、山県の建設業部会、この方が不要看板の撤去されてます。これに合わせるといのはおか

しいんですが、やっぱり山県交通安全協会と協力して、新たな交通標語の看板を注意喚起を促すようなところには、何とか設置していくという取組が必要じゃないかと思うんですが、砂原会長なんかにそういう話をされると、それは行政とともに一生懸命取り組んでいくんだよという、やっぱり前向きなご返事をいただいておりますので、そこら辺の取組、今後どうあるべきか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 山県交通安全協会と連携しての交通安全への取組であります。今、議員からお話がありましたパトカー看板の設置もこの一環であります。その同じような取組として、交通安全の啓発への看板というところも合わせて考えられるというふうには思っております。ここは交通安全協会との話になりますけども、交通安全に向けての取組は看板設置でありますとか、その他いろんな取組もしておりますので、その中で、協議をさせていただいて取り組んでいこうと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 大変前向きな答弁をいただきました。交通死亡事故ゼロ、1000日以上継続している自治体というのも、今全国で、8月末現在で72市町村あります。これ残念なことに広島県の自治体は含まれておりませんが、大半が北海道の自治体でした。東北もあります。そういった意味で、北海道は道路網がすごく整備されている。広い、安全なという意識があるかもしれませんが、意外に10万人に対する交通死亡事故は上位にあります。00y（ゼロゼロヤマガタ）の取組で、令和元年、2年は死亡事故ゼロだったんです。やっぱりこういった意味で、町民に死亡事故ゼロの継続日数が続いているんだよと。現在何日間継続中だよというような看板を設置して、啓発をしっかりしていくという取組が必要だと私は思います。以前、合併前の筒賀村、これが役場庁舎の駐車場にそういった看板を設置されて、現在、交通死亡事故千何日継続中と、しっかりしたものを出しているんですよ。そうすることは非常に、私は町民が来られた時に、これ全部、各支所にもあれば理想なんですが、交通死亡事故ゼロ続かせようという意識が高まるんじゃないかと。今、電光掲示板で啓発運動してると言ってますけども、あれ見る人どれだけいると思います。ほとんど通過でしょ。やっぱり役場、支所に行った時に、ぱっと目のつくところにそういった掲示板を設置して、交通死亡事故対策、うちの町はしっかり取り組んでいるんだという、取組の姿勢を見せてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 交通死亡事故ゼロ継続の看板、周知の取組であります。こういうふうな情報を発信するということにつきましては、今ご指摘ありましたように、意識啓発に対して効果があるものだろうと思っております。そこで提案の看板設置でありますけども、これについて以前も検討したことがありますけども、この情報発信については、いろんな方法があるかと思っております。ホームページであったり、今で言えばアプリだったり、SNSであったりとか、そういうものも一つの発信材料として検討しながら、もう一つは、今お話がありましたけども、電光掲示板、なかなか見る者はいないよというところではありますけども、これも一つの媒体として検討していきたいなというふうには思っております。併せて、この看板設置についても、どういうふうなあり方が一番効果的なのかということも含めて、今の発信媒体の中で、一つの方法だけではなくて、情報が皆さんに伝わるようなものを研究させていただこうと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 広報紙なんかには毎月、今月号で、何月何日未現在で交通死亡事故ゼロ日、何日間継続中というものを出して、非常にいい啓発になると思う。これに加えて特殊詐欺被害も今現在では起きておりませんというような、どこかではこういったPRというか、啓発をしていくものを出さないと、00y（ゼロゼロヤマガタ）、何のことやという世界が永遠に続いていくようじゃいかん。みんなの意識の中に00y（ゼロゼロヤマガタ）を常に意識してもらおう。はっきり言って、交通死亡事故は、被害者・加害者がいない場合もあるんですよ。安芸太田町の場合はバイクの単独事故だったというふうに聞いてますけど、そういった事故もなくするためには、やはり国道道の整備というのが必要になってくる。186号、国道ですが、広島県側と島根県側、一度走ってみてほしい。広島県側から大佐山を越えて島根県に行くと、車が急に静かになります。逆に浜田から大佐山越えて広島県側に入ると、広島県に入りましたとなった途端にガタガタガタガタ、これが国道がこういった状況では、芸北分校の生徒も自転車を通う人もいます。ちょっとずつ良くなってますけど、こういったところも交通安全の取組の一環として必要だと思います。道路が悪い所で、今、ツーリングでバイクで来る方が芸北地域すごく多いです。こういった方が国道の溝にはまってこけたとか、そういったことがあったんじゃない、やっぱり良くないんで、そういったこともあり、強くそういった取組もしていただきたいと要望しておきます。特殊詐欺のことなんですが、この特殊詐欺の被害の一番多いのは固定電話にかかっている特殊詐欺が6割を超えてるんです。携帯電話やらパソコンに入ってくる、いわゆるメールによる詐欺もありますけど、これは3割程度です。6割以上が家にある固定電話にかかってくる、やはり還付金がありますとか、オレオレだとかいろんな詐欺の用件が入ってくる。そういうことで、防犯機能付の電話機の推進、そういったことや、非通知は出られないディスプレイ対策とか、そういったこともしっかりPRして行って、子どもさんや孫さんにもおらなければ、そういったものも広報なんかで知らせていく。もう防犯機能付対策だったら、ほとんどの対応ができるらしい。そういったことも知らせていくことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 特殊詐欺被害への対策であります。今いろいろご提案いただきましたけども、特に高齢者の方への対応だと思っております。なかなか高齢者の方お一人一人にこういうことですよというふうな理解をしてもらうのも難しい部分があります。そうは言いますが、今ご提案のあった対応できる機器等の整備であったりとか、ここ行政がどこまでできるかというのはあるんですけども、ご家族の方であったりとか、意識の醸成についてはご近所であったりとか、民生委員さんとかいろんな方おられますし、当然町も関わってまいりますけども、そういうものを少し融合しながら、警察の協力もいただきながら、何が一番効果的であるのかというところを少し掘り下げをして、今の機器整備も含めて対応を考えさせていただこうと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） いずれにいたしましても、この00y（ゼロゼロヤマガタ）、山県警察署の取組に対しては行政もしっかりと協力しながら、支援できるところは支援していく。また、山県交通安全協会との取組、協力できるところはしっかり協力する。今の看板設置の問題とか。私、県外行った時に、ふと目にする看板で非常にいい看板があります。ようこそ、うちだったら北広島町へ、ゆっくり走ろう北広島町とか、そういったスピードを抑制するような交通安全

啓発の看板とか、入り口がうちには国道261号線もあれば、186もある、191もある。そういった所で、うちの町に入ってこられる観光客とかそういった方、町内の人がいかに事故を起こさないようにしても、町外から来る人が事故起こしたら、これ元も子もないんで、そういう啓発の看板も、要らない看板はどんどん撤去して、必要な看板を設置していくという取組をこれからぜひ考えていただくことを希望しておきます。それでは質問の2点目に移ります。質問の2点目は、米粉の普及による米消費の拡大についてであります。農林水産省の資料によると、日本人1人当たりの米消費量は、昭和37年度の118kgをピークに減少傾向に陥り、令和2年度にはその半分以下の50.7kgまで減少したと公表されました。これはピーク時には国民1人当たり1日2合以上のご飯を食べていたのが、現在では、1人1日当たり1合もご飯を食べていないという計算になります。今後、我が国の人口が減少していくことで米の消費もさらに減少が見込まれます。また、主食用米の作付面積も平成20年度の160万haから、令和2年度には137万haと23万ha減少しています。一方でパンの消費が米の消費をはじめ逆転したのが2011年で、以降もパンの消費が増えているのが現状であります。さらにはロシアのウクライナ侵攻により小麦等の輸入が減少し、原油高の影響も相まって、食料品をはじめ農業資材等まで高騰しています。食料自給率がカロリーベースで4割に満たない日本にとって、食料自給率の向上は、食料安全保障含め最重要課題と考えます。こうした状況の中、米粉を使用した食が広がりを見せています。大手量販店やファストフードでの採用、ホテル・レストランなど飲食業界のグルテンフリー等市場形成に寄与している点に注目し、米粉の消費拡大が米の消費につながると大きく期待します。そこで、次の質問をいたします。合併以後、主食用米の作付面積はどう変化しているのか。また小麦等、麦もあるんですが、小麦の作付はどの程度になっているのか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 主食用米の平成17年度の作付面積は2038ha、平成25年度が最大値で2099ha、令和3年度におきましては1960haと減少傾向でございます。また、水田におけます小麦の面積でございますけれども、平成17年度の作付面積は13ha、平成28年度が最大値で77ha、令和3年度につきましては71haとなっております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 主食用米の作付面積がやはり減少してきている。水田活用の直接支払交付金に係る作付面積ですが、加工用米全般では増えているんですが、米粉用米は減少している。同様に基幹作物の小麦も減少しているというのが行政報告で書いてありました。この減少している要因というのはどういった点でしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、米粉用米につきましては、主に大朝地域と芸北地域で作付をされております。令和3年度から令和4年度の減少分につきましては、芸北地域の1経営体につきまして作付を約1.4haほどやめられたというのが主な要因でございます。その原因としましては、米粉につきましては水田活用直接支払交付金の中で、反収に応じて補助金が変わってきます。5万5000円から10万5000円の状況でございますけれども、なかなか基準反収に達しないというところで、補助金が少し少なくなるということで、このたび作付を米粉から変更されたというふうに聞いております。小麦につきましては微減となっておりますけれども、これにつきましては、圃場等の状況を鑑みまして、小麦から飼料用米等に変換されたというふ

うに把握しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 日本人にとって稲作というのは、日本人が日本列島に住み出して稲作を始めたのが2500年以上前の弥生時代からと言われてます。それからというもの、主食といたら米だし、米というのはお金の代わりにもなっていた。そういった日本人にとってはお米は欠かせないものですよね。そういったことで、このお米の消費が減少に転じた要因というのはいろいろ私も調べたんですが、どこに書いてあっても同じようなことが書いてある。大きな要因は、太平洋戦争終戦後に始まったといわれるアメリカの余剰小麦を支援する形で行われた日本の学校給食にパン食を前提に1945年の学校給食法で全国的に拡大していったと言われるものでございます。そういうことで、私たちもその世代なんですが、子どもから、今、上は60代の年代まで幅広い年代層、莫大の量の日本人がパンという食生活になじんできた。これが大きな要因だと言われております。そればかりでもないと思うんです。やはり食生活の西洋化、家庭の核家族化、食事づくりの簡素化、家庭内のバラバラ化、様々な要因も上げられておりますが、私は日本人が決して米を嫌いになったんじゃないと思います。多くの回転ずしチェーンがしのぎを削っている。牛丼や中華丼のどんぶりなんかも売れている。おむすびの専門店が各地に普及してます。東京の大塚という所にぼんごというおむすび専門店があるんですが、ここ開店前から何十人も人が並んで、1個350円のむすびを多い人は8個ぐらい食べてます。やはり簡単に食事ができるというものに変化してきております。家でも家族が全員で朝飯、夕飯食べるという家どれほどあるかと思えます。そうしたら、子どもが大きくなっていくと、やはりクラブ活動とか遅れて帰ってくるとか、いろんなことによって、一々味噌汁を温める、ご飯を温める、いろんなおかずを全部また出してくるというようなことが省かれてきたんだということも要因です。レトルトの商品がかなり出回っています。そういったことも要因だと思われませんが、次の質問させていただきます。今後、水田での小麦作や米粉の普及、活用支援策について伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 小麦、米粉用米につきましては、引き続き経営所得安定対策等交付金を活用してまいりたいと思っております。小麦につきましては、畑作物の直接支払交付金、水田活用におけます水田活用の直接支払交付金におけます戦略作物助成及び産地交付金で作付支援を行います。米粉用米につきましては、同じく水田活用の直接支払交付金におけます戦略作物助成及び産地交付金で作付支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） いろいろな活用があるんですが、昨日も同僚議員が水田活用の交付金の政策が変わってくる中で、私もこれは畑作化にしていかにやいけん作物もあり、今の加工用米で、WCSとか米粉用米とかいろんなものしていかにやいけん中で、5年に一遍水張りをしなさいとかいうのは、これ全く逆行してるし、矛盾だらけの政策を打ち出している。やはりこの特記は、もうはっきりと、私もあえて第2次圃場整備の必要性も訴えましたが、畑作に転換していったほうがいいところは畑作にしていって、そこを5年に一遍ほど水を張れなんていうことは愚の骨頂ですから、そこは昨日の同僚議員の言われたように、そんなことは考え直してほしいということをしつかり訴えるべきだと思います。また、9月11日の日本農業新聞の1面、「農林水産省が米粉用米振興に本腰」という、これ1面にでかでかと掲げてます。この内容を

読んでみますと、2023年度で米の需給安定に向けて米粉振興に本腰を入れ、現在約4万t生産されている国産米の米粉用米、これを30年度に3倍の13万tに目標を定めた。これ内訳見ますと、米粉パンに向いているお米があるんですね。ここに書いてあるのは笑みたわわという品種、またミズホチカラという品種もパンに向いている。また、こういう向いている品種でないとやはりベーカリーというか、米粉パンを作る業者も受け入れがたくなるんだろうと思うんですが、こういった品種に対して、振興していく道筋というのはできるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 新聞報道にもありましたように、国におきましては今後食用米にかわるものということで、米粉用米の振興もしていくというようなことが新聞報道されたところでございます。米粉用米につきましては、需要に応じました米の生産、販売の促進に関する要領に基づきまして、生産者と事業者の契約により生産されるものでございます。取引に当たりましては農政局の承認を受ける必要があります。北広島町の状況でございますけれども、県内の取引会社と契約したものを、そういったものを作付けて、今行っているところでございます。ただ、県内の状況でございますけれども、県内の米粉用米の需要につきましては、コロナ禍の影響ございまして、需要が減少しているという状況でございます。全国的にはかなり伸びる状況でございますけれども、広島県におきましては逆行しておりまして、トレンド的には横ばいもしくは減少しているような状況でございます。そういった中で、なかなか米粉用米を現段階では広げるというのが難しいところでございます。県外に販売する場合は、これ全農ひろしまが大体の取引になっておりますけれども、県外にもし販売する場合は、県内価格より大幅に値段を下げる必要があるというふうな状況もお伺いしておりますので、基本的には、現段階では県内を中心に行っていくような流れになっております。今後、そういった県内需要がもし回復して、需要が求めるような動きになれば、そういった動きも検討していかなければならないと考えておりますけれども、現状では、今の状況ではなかなか難しいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） こういったところをやはり県の農政局ともしっかり協議しながら、国は本気でやろうという施策で、何で県は本気に取り組めんのかというぐらいやって、やっぱり協議していく必要があると思うんですよ。そういった時に、私、全国の米粉用米の扱っている業者とか会社とか、それを使いながら、どういうものを作っているかというのを調べてみたら、1件、栃木県に公益法人栃木県学校給食会という法人があるんですが、ここは米粉パンを学校給食に提供しているんです。やはり町内の米の消費を伸ばすための一つの作戦としては、学校給食にもパンを導入していくという流れがあっても私はいいと思うんです。タカギベーカリーさんも町内にはあるんですが、そういったところとこれからの学校給食のあり方で、週に一度とか二度でもいいですよ、パン、米粉パンですから、米ですから。それを食べてもらうという流れが子どもたちに植え続けられれば、将来子どもたちは、ああ小麦のパンよりも米粉パンのほうがおいしいよっていう人も増えてくる。小麦というのはグルテンというものがあって粘着とか甘みが出るとかというのがあるんですが、小麦アレルギーを持っている人も結構いるんですよ。だからグルテンフリーということで、米粉パンとか米粉の麺といったものを作る、それを販売、飲食店なんかで提供するということがどんどん増えてきているということも踏まえながら、学校給食に米粉パン、広島県で一番最初に取り入れた北広島町という、これ出せば格好いいじゃないですか。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校給食に米粉パンの導入をとということでございます。本町学校給食の主食は米飯で、パン食は、大朝、千代田地域では週1回、芸北地域では年2回程度、豊平地域では年3回程度パン食を実施しています。議員おっしゃいました給食会のパンなんですけれども、大朝、千代田地域では、広島県の給食会からパンを納入しておりますが、これ普通のパンであります。現状、米粉パンを導入するためには費用的な問題、全児童生徒の米粉パンを供給していただける地元業者様がおられないという問題、現在の学校調理施設における調理能力の問題もあり、本町学校給食におきましては、地元産米100%である米飯給食を継続してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 米飯給食は、非常に推奨しておりますから、全然いいと思います。問題は、米の消費よりもパンの消費が上回っているところに着目していかないかん。その原因として、小麦のパンがメインで今まで作られてきて食べているんですけど、米粉パンの良さというのは、今紹介すれば時間がないんですが、いろいろな面があるんですよ。そういったところを踏まえながら、今のとこはないんですけど、これからは考えていく必要があるぐらいの答弁がほしい。全く考えてないような答弁じゃ、町のこれから米粉用米を製造していっても、入り口は何とかしたけど、出口がないよということですよ、これじゃ。出口の確保に向けた製造、消費ということをしていかないと、一番は栃木県のように学校給食会が自ら米粉を使ったパンを作る。この給食会は、食パンも作り、いちごのピューレを使いながらいちごパンとか、いろんなパンも製造してるんです。そういったところの研究もする、教育委員会がする必要はないかもしれないけど、やはり行政としても考えながら、いずれ入れましょうというような流れをつくってほしい。これに対して副町長の意見はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 米粉パンの普及ということでありまして。実際のところ、どういうふうなことを取り組んでいくかということについては、まだ取りかかってない状況であります。提案の学校給食にはどうかということもありますが、今、学校教育課長が申し上げたような現状があります。その中で、どういうふうにしていくことができるのかということも考えてまいりたいですし、学校給食だけではなくて高齢者施設だったりとか、民間ではありますけれども、そういう給食を出しているようなところについての働きかけであったりとか、そこら辺は、行政だけでは考えられない部分もありますけれども、米粉パンの普及拡大をしていくためにはどうしたらいいかということについては研究させていただこうと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今の副町長の答弁にありましたように、研究しながら、うちの町にプラスになることなら、しっかり取り組み、研究しながら進める必要が十分にあると思います。それがひいては、うちの第1次産業の礎をしっかりとつくっていける基になると思います。そうした中で、現在大朝産直館に設置されてあります米粉製粉機、需要が結構高いと聞いておるんですが、経年がかなりしてまして、修繕とか部品交換とかいうことも必要になってくると思うんですが、今後の展開としては、こういったことを考えられているかお聞きします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 大朝のわさー産直館にあります米粉製粉機の利用につきましては、最



近は増えている状況と聞いております。わさーる産直館で製粉されます米の量は大規模ではありませんけれども、そういった関係で、一気に米の消費増とはなりませんけれども、引き続き米粉の需要には対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 私もあそこに行って、産直館には米粉も売ってます。米の米粉も売ってます。モチ米の米粉も売ってます。昔から米粉が子どもの頃にだんごにしてもらったりとか、こちら辺でいう、しば餅ですよ。こういった物にも使って、私たちの子どもの頃は、作ってもらったうれしくて、本当においしい食べ物だったんですが、この米粉の製粉機、今、大朝産直館にあるのはどういう種類の物か知りませんが、恐らくロータリー式じゃないかと思うんですが、今はそれよりもさらに進化した粒の細粒化されたいろんな物に適用する、麺にもいろんな物にもできるような物も開発されております。いずれそういった物も取り入れるというふうなお考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 米粉の状況は先ほど言いましたように、大朝地域を中心に担い手農家を中心に作付されておりますけれども、その米粉につきましては製粉会社等に持っていかれて、米粉に製粉されている状況でございます。現在、わさーる産直館で使われております米粉の製粉機につきましては、地元の農家さんが食用米にも使われまして、それを米等にするために利用されている状況でございます。今後、修理等もかかっているような話を聞いておりますけれども、具体的にそのものを更新するというにつきましては、まだ特に考えていない状況です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ニーズに合って、今の状況で修理やら部品交換して使えるんならそれでいいと思います。いずれは各家庭でも米粉を使ったパンを作ったりとか、麺を作ったり、あるいはピザを作ったり、私は米粉を使ったピザを今度作ってみたいと思ってるんですが、今度、米の消費拡大に向けては、12月3日に開催予定されております北広島町のお米グランプリ、これ関心が寄せられておりますが、お米は日本全国で今特色あるおいしいお米ってわんさかありますよ。そうした中で、本町の米がPRできて、全国的にも名が知れたら、米の消費にもつながるし、米農家の生産意欲にもつながってくると思うんですが、これぜひとも成功させていただくことも必要だと思います。そういった意味をもって、ちょっとここで千代田高校の尾崎校長先生が部活活動等やら、そういった時に食事をする前後に唱える言葉というのを出しておられます。一粒の米にも万人の労苦を思い、一滴の水にも天地の恩徳に感謝してありがたいいただきますと、この言葉非常に重たい言葉だと思います。昔は、一粒の米をみんな大事にして食べた。一滴の水も粗末にできない、そして農地を守っていくという広い意味を考える時に、非常に心打たれる言葉ですよ。こういったことを肝に銘じながら、やっぱり農業の大切さ、お米の大切さ、農地を守ることの本当の意味を考えながら、最後に町長に米粉用米の推進振興と、米消費の拡大に向けて、本町としての考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 米政策、国の米政策によって大きく左右することであるというふうに思っておりますが、食料安保、安全保障の政策いかなんでは農業が本当衰退してしまうという危機感も持っております。そうした中で、岸田総理も一年ぐらいかけてしっかり検討していこうという

ことの決意を言われておりますので、期待をしているところでありますけれども、やはり米が主体となる北広島町地域でありますので、施設園芸等も頑張っていけないといけんですけども、やはり面積的には米がほとんどでありますので、米の振興については、町も一生懸命進めてまいりたいと思っております。米粉も一つの方法だと思っておりますが、消費量からすると、まだまだ小さい状況でありますので、これも一つのチャンネルとして考えていけないといけんというふうには思いますが、いろんな種類、飼料米であるとかWCSとか、いろんな部分もありますので、そこらも総合的に考えながら、米の消費拡大とおいしい米の供給と、それぞれ用途によって違いますけれども、それに合ったような普及を進めてまいりたいと思っております。いずれにしても大切な分野だというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 最後に町長から、また希望が持てるというところまではいかないんですが、前向きな答弁をいただきました。やはりこの町の基幹産業である農業を再生し、担い手にずうっと受け継いでいくことを念頭に置きながら、農業に携わる者は、自然を味方に、また自然との闘いであり、社会を味方に、また社会との闘いでもあります。こういう厳しい農業者に日が当たるように、ともに力合わせていくことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって会議を閉じます。次の本会議は9月26日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしく願いいたします。なお、本日は、機器不良で町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。これで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 10分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~